

地方自治法等の一部を改正する法律等
の施行による都区制度改革実施大綱

平成 1 2 年 3 月 2 8 日

都 区 協 議 会 決 定

目 次

第1	目的	1
第2	都と特別区の位置づけ	1
第3	特別区に関する特例措置の見直し	2
1	地方自治法上の特例措置の見直し	2
2	国民健康保険法上の特例措置の見直し	2
3	他の法令の「市」に関する規定の適用関係についての見直し	2
4	その他	2
第4	移管等対象事務事業	3
1	都から特別区に移管する事務事業	3
(1)	法令改正によるもの	3
(2)	条例による事務処理の特例制度によるもの	5
(3)	地方分権一括法による移譲事務	12
2	役割分担を明確にする事務事業	13
第5	移管等事務事業の運営方法	15
1	清掃事業関係	15
2	教育事務関係	15
3	事務処理基準の作成等	15
第6	移管等事務事業に係る人事制度	16
1	清掃事業関係	16
2	教育事務関係	17
第7	移管等事務事業に係る財産の取扱い	18
1	清掃事業の区移管に伴う財産の取扱い	18
2	清掃事業を除く事務事業の移管等に係る財産の取扱い	19
第8	新しい都区税財政制度	20
1	固有財源の拡充	20
2	税財政制度の特例措置の見直し	20
3	都区財政調整制度の改正	20
4	都市計画交付金の見直し	22
5	その他	22
別表1	特別区に移管される事務事業の具体的内容（清掃事業）	23
2	移管対象団地リスト	27
3	移管対象特例都道リスト	41
4	移管対象都立公園リスト	42
5	区管理対象公有水面リスト	42
6	清掃事業の区移管に伴う都と特別区の役割分担	43
7	清掃事業の区移管に伴い財産処理する施設一覧	45

地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱

第1 目 的

この大綱は、「地方自治法等の一部を改正する法律」（平成10年法律第54号、以下「改正法」という。）等に基づき平成12年4月1日に施行される都区制度改革に関し、その適切かつ円滑な実施と改革後の都及び特別区の適正な行政運営に資するため、改正法令及び都区協議の合意内容をまとめるものとする。

第2 都と特別区の位置づけ

1 都

特別区を包括する広域の地方公共団体として、地方自治法第2条第5項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整事務のほか、同条第3項本文において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性・統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理する。

2 特別区

基礎的な地方公共団体として、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、地方自治法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

第3 特別区に関する特例措置の見直し

1 地方自治法上の特例措置の見直し

(1) 区長委任条項

区長委任条項を廃止する（地方自治法（昭和22年法律第67号）旧第281条の3第3項及び第5項削除）。

(2) 調整条例

都条例で特別区の事務に係る調整措置を講じることとされている制度を廃止する（地方自治法旧第282条第1項削除）。

(3) 廃置分合・境界変更

特別区の廃置分合・境界変更について特別区が発議することとする（地方自治法新第281条の3から新第281条の5）。

(4) 都区協議会

ア 都区協議会は、都知事及び都7人、区8人の委員をもって組織する（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）新第210条の16第3項）。

イ 都区協議会の会長は、委員の互選をもって定めるものとする（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）新第210条の16第5項）。

(5) 複合的一部事務組合

特別区による複合的一部事務組合の設置が可能となる（地方自治法第285条）。

2 国民健康保険法上の特例措置の見直し

特別区の国民健康保険事業に係る特別区国民健康保険事業調整条例による特別区相互の間の調整措置を廃止する（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）旧第118条削除）。

3 他の法令の「市」に関する規定の適用関係についての見直し

住民に身近な事務事業を定めている下記の法律について、政令で定められることにより特別区が当該事務事業を遂行できることとする。

(1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第31条第1項

(2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第28条第1項

(3) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第14条

(4) 温泉法（昭和23年法律第125号）第18条の2

(5) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する法律（平成6年法律第9号）第27条

なお、温泉法第18条の2に基づく事務は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号、以下「地方分権一括法」という。）により、特別区に移譲することとなる。

4 その他

「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）が特別区に適用となる。

第4 移管等対象事務事業

1 都から特別区に移管する事務事業

(1) 法令改正によるもの

ア 都市計画決定に関する事務

次に掲げる都市計画の決定

(7) 特定街区で面積が1ヘクタール以下のもの

(4) 臨港地区（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項の重要港湾に係るものを除く。）

(9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第3号に掲げる汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設（産業廃棄物処理施設を除く。）

(1) 住宅地高度利用地区計画及び再開発地区計画で、区域の面積が3ヘクタール以下のもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条の事務

(7) 幼稚園教育職員の任用その他の身分の取扱い

(4) 県費負担教職員の身分の取扱い

(9) 教育課程の取扱い

(1) 教科書の取扱い

(8) 教材の取扱い

ウ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務

(7) 製造・輸入・販売業者に対する回収命令等

(4) 報告の徴収、家庭用品衛生監視員の指定、立入検査等

エ 化製場等の規制に関する事務

(7) 化製場等の設置の許可、許可の取消し

(4) 変更届出の受理等

(9) 設置の不許可及び許可を与えない場所の指定

オ 食品衛生に関する事務

花き市場内における営業に対する、

(7) 報告要求・臨検検査・無償収去、監視・指導

(4) 食品衛生管理者の届出受理

(9) 営業許可、営業許可の地位の承継の届出受理

(1) 廃棄命令・処置命令、整備改善命令、営業許可取消し・営業禁止、営業停止

カ 建築基準法に関する事務

(7) 次に掲げる建築物等に関する建築主事の事務（fを除いては、延べ面積が10,000平方メートル以下のものに限る。）

a 特定街区内の建築物

b 昇降機等を設ける建築物

c 地下工作物内の建築物

d 住宅地高度利用地区計画の区域内の都知事の許可、認定を要する建築物

e 再開発地区計画の区域内の都知事の許可、認定を要する建築物

- f 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等
- (イ) 次に掲げる建築物等に係る特定行政庁たる区長の事務（b、e、fについては、延べ面積が10,000平方メートル以下のものに限る。）
 - a 建築物の屋根を不燃材料とする区域の指定
 - b 敷地の位置が都市計画決定されていない火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（産業廃棄物処理施設を除く。）の位置の許可
 - c 前面道路の幅員が12メートル未満の場合の容積率低減区域の指定
 - d 用途地域の指定のない区域における建ぺい率の指定
 - e 住宅地高度利用地区計画の区域内における、許可、認定
 - f 再開発地区計画の区域内における、許可、認定
 - g 地区計画等の予定道路の指定

キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務

- (7) 大掃除の計画の策定及び実施
- (イ) 廃棄物減量等推進審議会の設置及び廃棄物減量等推進員の委嘱
- (ウ) 一般廃棄物処理計画の策定
- (エ) 一般廃棄物の処理
- (オ) 多量に一般廃棄物を排出する事業者への指示
- (カ) 適正処理困難物の処理に関する事業者への協力要請
- (キ) 一般廃棄物処理業の許可等
- (ク) 一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物等の処理
- (ケ) 一般廃棄物の処理に係る報告徴収、立入検査
- (コ) 一般廃棄物の処理に係る改善命令、措置命令
- (サ) 一般廃棄物の処分に係る生活環境保全上の支障の除去等の措置

ク 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく事務

- (7) 合理化事業計画の策定
- (イ) 合理化事業の実施
- (ウ) 事業の転換に関する計画の認定

ケ 浄化槽法に基づく事務

- (7) 浄化槽の設置等の届出、勧告
- (イ) 浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等
- (ウ) 浄化槽清掃業の許可等
- (エ) 浄化槽保守点検業者の登録制度
- (オ) 区域内で収集された浄化槽汚泥等の特別区のし尿処理施設での処理

コ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく事務

- (7) 分別収集計画の策定
- (イ) 容器包装廃棄物の分別収集の実施
- (ウ) 分別基準適合物について再商品化がされないおそれがある場合の主務大臣への申出

なおキ～コの事務の具体的内容は、別表1のとおりとする。

(2) 条例による事務処理の特例制度によるもの

地方分権一括法により、都道府県知事から市町村長への事務の委任が廃止され、「条例による事務処理の特例制度」が新設された。

そのため、以下の事務については、都知事の権限に属する事務の一部を特別区が処理することに関し必要な事項を定めた「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、特別区が処理する。

ア 開発行為の許可に関する事務

- (7) 市街化区域又は市街化調整区域内における開発行為の許可
- (イ) 既存の権利者からの届出の受理
- (ロ) 開発許可又は不許可の通知
- (ハ) 開発行為の変更の許可等
- (ニ) 工事完了届の受理、検査、検査済証の交付及び工事完了の公告
- (ホ) 工事完了の公告前における建築物の建築等の承認
- (ヘ) 工事の廃止の届出の受理
- (ト) 市街化調整区域内の開発許可における建築制限の指定
- (チ) 市街化調整区域内の開発許可の制限における建築の特例許可
- (リ) 工事完了公告後の予定建築物等以外の建築等の許可
- (ニ) 国が行う行為に係る当該国の機関との協議
- (シ) 市街化調整区域内の開発許可を受けた開発区域以外での建築等の許可
- (ス) 既に宅地であった土地の確認
- (セ) 開発許可に基づく地位の承継の承認
- (ソ) 開発登録簿の調製・保管
- (タ) 開発登録簿の登録、附記、修正、閲覧に供するための保管、写しの交付
- (テ) 許可等における条件の付加
- (ツ) 開発行為に係る報告又は資料の提出の要求、勧告及び助言等
- (テ) 開発行為に係る監督処分等
- (ト) 開発行為に係る立入検査

イ 宅地造成等の規制に関する事務

- (7) 宅地造成工事規制区域の指定のための測量又は調査のための土地の立入り並びに事前通知・告知
- (イ) 土地所有者等が同意しない場合の試掘等の許可及び意見陳述機会の付与
- (ロ) 土地の所有者等が同意しない場合の障害物の伐除又は土地の試掘等、土地の試掘等の事前の通知並びに事前通知ができなかった場合の障害物の伐除及び事後の通知
- (ハ) 許可証の発行
- (ニ) 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可及び許可条件の付加
- (ホ) 許可又は不許可の通知
- (ヘ) 国等が行う工事に関する国等との協議

- (ク) 宅地造成工事の完了の検査、検査済証の交付
- (ケ) 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可に関する監督処分等
- (コ) 宅地造成工事規制区域指定の際、現に行っている工事等に関する届出の受理
- (カ) 宅地保全等のため必要な措置の勧告
- (シ) 宅地保全等のために行う改善命令等
- (ス) 立入検査
- (セ) 工事状況の報告の徴取

ウ 都市計画法における建築等の規制に関する事務

- (7) 都市計画決定のために他人の土地で行う土地の試掘等について、許可を行う事務

- a 測量又は調査を行うための土地の試掘等の許可及び意見陳述機会の付与
- b 試掘のための許可証の発行
- c 許可等における条件の付加
- d 許可等に係る報告又は資料の提出の要求、勧告及び助言
- e 許可等に係る監督処分等
- f 許可等に係る立入検査

- (4) 都市計画法における建築等の規制事務（都の建築主事の確認対象となるものを除く。）

- a 市街地開発事業等予定区域内において、建築行為の規制等必要な規制を行う事務

- I 市街地開発事業等予定区域内における建築行為等の許可及び国が行う建築行為等に係る当該国の機関との協議
- II 許可等における条件の付加
- III 許可等に係る報告又は資料の提出の要求、勧告及び助言
- IV 許可等に係る監督処分等
- V 許可等に係る立入検査

- b 都市計画決定された都市計画施設の区域内又は市街地開発事業の施行区域内において都市計画事業の障害となる建築物の規制を行う事務

- I 都市計画施設又は市街地開発事業の施行区域内における建築行為の許可及び国が行う建築行為に係る当該国の機関との協議
- II 都市計画法第53条第1項の建築許可をしない都市計画施設の区域内における事業予定地の指定
- III 事業予定地の指定及び土地の買取り又は先買いの相手方としての申出の受理
- IV 申出をしたものの土地の買取り又は先買いの相手方としての指定及び公告
- V 事業予定地（区が施行者として決定又は予定されているものに限る。）内の土地の買取り、土地を買い取る又は買い取らない旨の通知及び土地を買い取らない旨の通知をした旨の受理
- VI 市街地開発事業に係る都市計画決定の告示等があった場合の公告及び事業予定地内の有償譲渡制限等の周知（区が施行者として決定又は予定されているものに限る。）

るものに限る。)

Ⅶ 公告後における事業予定地内の有償譲渡に係る届出の受理、届出に係る土地を買い取るべき旨の通知(区が施行者として決定又は予定されているものに限る。)

Ⅷ 施行予定者が定められている都市計画施設及び市街地開発事業の施行区域内における建築行為等の許可及び国が行う建築行為に係る当該国の機関等との協議

Ⅸ 許可等における条件の付加

X 許可等に係る報告又は資料の提出の要求、勧告及び助言

XI 許可等に係る監督処分等

XII 許可等に係る立入検査

c 都市計画事業の認可又は承認の告示があった後、当該事業地内で都市計画事業の施行の障害となるおそれがある建築行為等の規制を行う事務

I 都市計画事業の認可又は承認の告示後の事業施行の障害となる建築行為等の許可、許可に当たっての施行者に対する意見聴取、国が行う建築行為等に係る当該国の機関との協議

II 許可等における条件の付加

III 許可等に係る報告又は資料の提出の要求、勧告及び助言

IV 許可等に係る監督処分等

V 許可等に係る立入検査

エ 風致地区内における建築等の規制に関する事務((イ)、(ウ)、(オ)に係る事務は、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除く。)

(7) すべての建築物等の色彩の変更、施行面積が1,000平方メートル以下の宅地の造成・土地の開墾その他の土地の形質の変更・木竹の伐採・土石の類の採取・水面の埋立て又は干拓行為の許可

(イ) 建築物その他の工作物の新築・改築・増築又は移転行為の許可

(ウ) 国又は都の機関が行う行為についての協議

(エ) 許可を要しない行為を行うことについての通知の受理

(オ) 風致地区内における建築等の規制の基準の緩和

(カ) 許可における条件の付加

(キ) 風致の維持に必要な測量又は調査のための立入り

(ク) 許可の取消・変更、効力の停止、条件の変更・付与

オ 緑地保全地区内における建築等の規制に関する事務(都の建築主事の確認対象となる建築物に係るもの及び10ヘクタール以上の緑地保全地区に係るものを除く。)

(7) 緑地保全地区における建築行為等の許可

(イ) 許可における条件の付加

(ウ) 公益性が特に高い行為で政令で定める行為の実施に係る通知の受理

(エ) 緑地保全地区に関する都市計画決定が定められた際、許可を要する行為に着手している旨の届出の受理

- (イ) 非常災害のための応急措置として、許可を要する行為をした旨の届出の受理
- (ロ) (ウ)、(エ)、(イ)に掲げる通知等があった場合における必要な助言又は勧告
- (ハ) 国又は地方公共団体が行う行為についての協議
- (ニ) 建築許可等の違反者に対する措置命令並びに代執行及び公告
- (ホ) 建築行為等の不許可のため損失を受けた者に対する損失の補償並びにそれに係る協議
- (ヘ) 建築行為等の不許可により土地の利用に支障がでた場合における土地の買入れ、買入れの相手方の指定及び公告
- (セ) 買入れた土地の管理
- (ソ) 許可を受けた者等からの必要な事項の報告の要求、職員による立入検査等の実施

カ 都市再開発法における建築等の規制に関する事務

- (7) 市街地再開発促進区域内において、第一種市街地再開発事業の都市計画決定に至るまでの間、建築規制等の必要な規制を行う事務（都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものを除く。）
 - a 土地の買取りの申出の相手方が公告された場合の市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可
 - b 建築許可の違反者に対する是正措置命令並びに代執行及び公告
 - c 建築の不許可により土地の使用に支障がでた場合における土地の買取りの相手方としての指定及び公告
 - d 土地を買い取らない旨の通知をした旨の通知の受理
- (イ) 第一種市街地再開発事業施行の事業認可公告があった後、当該事業施行区域内において事業施行の障害となるおそれがある建築行為等の規制を行う事務（都の建築主事の確認対象となる建築物に係るもの、都が施行する区域において建築確認を要しないものを除く。）
 - a 事業認可公告後の当該区域内における建築行為等の許可
 - b 許可に当たっての施行者に対する意見聴取
 - c 許可における条件の付加
 - d 建築許可等の違反者に対する措置命令並びに代執行及び公告
 - e 事業認可公告後における建築行為等の承認及び意見の聴取
 - f 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転に係る代執行及び補償金の受取り
- (ロ) 第一種市街地再開発事業施行の準備のために個人施行者・組合が行う他人の土地への立入り及び土地の試掘等について、許可を行う事務
 - a 施行者になろうとする者等による測量又は調査のための他人の土地への立入許可
 - b 事業認可公告後の、施行者による他人の建築物等への立入許可
 - c 測量又は調査を行うための土地の試掘等の許可及び意見陳述機会の付与
 - d 土地の立入り又は試掘等のための許可証の発行

キ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法における建築行為等の規制等に関する事務

(7) 住宅街区整備事業に係る建築行為等の規制事務

a 住宅街区整備促進区域内において、住宅街区整備事業の都市計画決定に至るまでの間、建築行為等の必要な規制等を行う事務（都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものを除く。）

I 土地の買取りの申出の相手方が公告された場合の住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可

II 建築行為等の不許可により土地の使用に支障がでた場合における土地の買取りの相手方としての指定及び公告

III 土地を買い取らない旨の通知をした旨の通知の受理

IV 許可における条件の付加

V 建築許可等の違反者に対する措置命令並びに代執行及び公告

b 住宅街区整備事業の事業認可公告があった後、当該事業施行区域内において事業施行の障害となるおそれがある建築行為等の規制を行う事務（都、都市基盤整備公団及び東京都住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るもの、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除く。）

I 事業認可公告後、当該区域内における建築行為等の許可

II 許可に当たっての施行者に対する意見聴取

III 許可における条件の付加

IV 建築許可等の違反者に対する措置命令並びに代執行及び公告

c 住宅街区整備事業施行の準備等のために個人施行者・組合が行う他人の土地の試掘等について、許可を行う事務（都、都市基盤整備公団及び東京都住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものを除く。）

I 施行者になろうとする者等による測量又は調査を行うための土地の試掘等の許可及び意見陳述機会の付与

II 試掘のための許可証の発行等

(4) 土地区画整理促進区域内における建築行為等の規制事務（都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものを除く。）

a 土地の買取りの申出の相手方が公告された場合の土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可

b 建築行為等の不許可により土地の使用に支障がでた場合における土地の買取りの相手方としての指定及び公告

c 土地を買い取らない旨の通知をした旨の通知の受理

d 許可における条件の付加

e 建築許可等の違反者に対する措置命令並びに代執行及び公告

ク 土地区画整理事業施行区域内における建築行為等の規制に関する事務（都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るもの、都が施行する区域において建築主事の確認を要しないもの、都以外のものが施行する土地区画整理事業の施行地区のうち都市計画施設の区域内における土地の形質の変更及び物件の設置又はたい積を

除く。)

- (7) 事業施行認可又は組合設立認可公告後、当該区域における建築行為等の許可
- (イ) 許可に当たっての施行者に対する意見聴取
- (ウ) 許可における条件の付加
- (エ) 建築許可等の違反者に対する措置命令並びに代執行及び公告

ケ 土地区画整理事業の個人施行認可、組合設立認可等に関する事務（2区以上にまたがるものを除き、事業の規模が5ヘクタール未満のものに限る。）

- (7) 個人施行の土地区画整理事業の認可
- (イ) 認可の公告並びに大臣及び関係市町村長への図書の送付
- (ウ) 個人施行の基準等の変更に対する認可並びにそれらに係る公告及び図書の送付
- (エ) 一人施行から共同施行になった場合の規約の認可、個人施行者に一般承継があった場合等の届出の受理並びにそれらに係る公告
- (オ) 土地区画整理事業の廃止又は終了の認可並びにそれらに係る公告
- (カ) 土地区画整理組合の設立認可並びに事業計画の認可
- (キ) 土地区画整理組合の認可申請があった場合に事業計画を公衆の縦覧に供すること、事業計画に対する利害関係者からの意見書の受理、意見書の審査及びこれに伴う事業計画の修正命令又は不採択の通知、事業計画の修正に係る申告の受理及び修正部分に係る手続きの執行
- (ク) 認可の公告並びに大臣及び関係市町村長への図書の送付
- (ケ) 理事の氏名等の届出の受理並びにそれらに係る公告
- (コ) 定款等の変更の認可並びにそれらに係る公告及び図書の送付
- (サ) 組合の解散の認可、組合設立認可の取消・解散の認可の公告
- (シ) 組合解散に伴う清算の終了に伴う決算報告書の承認
- (ス) 組合合併に伴う組合設立認可の申請の受理、合併する組合の一方が存続する場合の定款等の変更の認可
- (セ) 換地計画の認可
- (ソ) 換地計画変更の認可
- (タ) 換地処分届出の受理及びそれらに係る公告
- (チ) 個人施行者に対する監督等
- (ツ) 組合に対する監督等
- (テ) 事業計画又はその変更の審査の際に行う東京都農業会議又は土地改良区からの意見の聴取

コ 児童福祉に関する事務

- (7) 身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う事務
 - a 育成医療の給付等、費用の徴収・支払い命令等
 - b 診療報酬の支払事務の委託、措置費用の支弁
- (イ) 結核児に対し、病院に入院させて医療の給付を行うとともに、学習及び療養生活に必要な物品の支給を行う事務
 - a 療育の給付等、費用の徴収・支払い命令等

- b 診療報酬の支払事務の委託、措置費用の支弁
- サ 身体障害者の福祉に関する事務
 - (7) 身体障害者相談員への業務委託
- シ 知的障害者の福祉に関する事務
 - (7) 知的障害者相談員への業務委託
- ス 母子及び寡婦の福祉に関する事務
 - (7) 母子福祉資金の貸付、母子福祉団体に対する母子福祉資金の貸付
 - (4) 公共施設内における売店等設置に係る協議等、寡婦による売店等設置に係る協議等
- セ 墓地、埋葬等の規制に関する事務
 - (7) 墓地、納骨堂、火葬場の経営等の許可、許可の取り消し等
- ソ 特定建築物に対する立入検査等に関する事務
 - 延べ面積10,000平方メートル以下の特定建築物に対する、
 - (7) 届出の受理及び労働局長への通知
 - (4) 建築物環境衛生管理技術免状の返納に係る厚生大臣への申出
 - (7) 報告の徴収・立入検査及び質問
 - (E) 改善命令並びに使用停止及び使用制限
 - (4) 公用又は公共の特定建築物に対する説明又は資料の提出の要求、通知及び改善等勧告に関する事務
- タ 夜間、深夜騒音規制
 - 夜間の静穏保持及び深夜営業等の禁止に対する、
 - (7) 違反しているときの違反者に対する騒音改善、停止等の必要な措置の命令
 - (4) 立入検査・指示指導
 - (7) 報告の徴収

(3) 地方分権一括法による移譲事務

以下の事務については、都区制度改革による移管が検討されてきたが、地方分権一括法に基づく法令移譲事務として、特別区に移譲することとなる。

ア 児童福祉に関する事務

(7) 身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえ、補聴器、車いす等の補装具・修理等を行う事務

a 補装具の交付等、費用の徴収・支払い命令等

b 措置費用の支弁

(4) 身体に障害のある児童又は知的障害の児童に対し、日常生活用具の給付・貸与を行う事務

a 身体障害児等に対する日常生活用具の給付等、措置解除に係る説明等

イ 知的障害者の福祉に関する事務

(7) 知的障害者に対する日常生活用具の給付等、措置解除に係る説明等

2 役割分担を明確にする事務事業

(1) 公衆浴場施設確保対策事業

施設確保資金助成事業を区において実施する。

(2) 公営住宅の設置・管理

ア 区は小規模な事業を担当し、都は大規模な事業を担当する。

イ 小規模な住宅団地の建設は、区において主体的に進めるものとする。

ウ 既設都営住宅の区移管は、次により都区協議の整ったものから行う。

(7) 移管対象はおおむね100戸程度までの規模の団地とする。

(4) 区はそれぞれの区の地域実情等により、個々の団地について東京都（住宅局）と協議の上、原則によらないことができる。

移管対象団地は別表2のとおりとする。

(3) 特例都道の設置・管理

現都道のうち地域内のための道路を区に移管し、都道を広域的な役割を果たす幹線道路に整理する。現特例都道のうち、一般都道の認定基準に該当する道路及び首都機能上、大都市経営上、都道として管理する必要がある道路を管理し、それ以外のものを区に移管する。

移管対象道路は別表3のとおりとする。

(4) 都市計画道路の設置

特別区内において、以下の基準に適合する都市計画道路を都施行、それ以外を区施行の路線とする。

ア 都市の骨格を形成する放射線、環状線

イ 補助線のうち、原則として標準幅員が16メートル以上であって、放射線、環状線を補完する複数区にまたがる広域的な路線

なお、現在、都が事業にあたっている箇所については、引き続き都が施行する。

さらに、個別・具体の対象路線の決定にあたっては、都と関係区間で十分協議を行うものとする。

(5) 公園、緑地、広場の設置・管理

都は、広域的に都民全般の利用に供される都市基幹公園（原則として、計画面積10ヘクタール以上の公園）及び文化財指定庭園等を設置管理する。区は、身近な地域住民の利用に供される住区基幹公園（原則として、計画面積10ヘクタール未満の公園）を設置管理する。

移管対象公園は別表4のとおりとする。

(6) 市街地再開発事業

都は、原則として、施行区域面積が3ヘクタール以上で、かつ重要な公共施設を整備する地区を施行する。区は、原則として、施行区域面積が3ヘクタール未満の地区を施行する。ただし、緊急に施行する必要がある等特別の事情があり、都と区との協議により都の分担とされた地区は都が施行する。

(7) 土地区画整理事業

区は、原則として施行規模が20ヘクタール未満の事業及び区道・区立公園等特

別区の公共施設の整備を根幹とする事業を行い、都はそれ以外の事業を行う。

(8) 認定外道路の管理

都は財産管理、区は機能管理を行う。

(9) 公有土地水面の維持管理

外濠として、都が一体的に管理を行う必要がある5濠を除き、都が財産管理、区が機能管理を行う。

・ 区の管理する公有水面は別表5のとおりとする。

(10) 同和対策健康診断事業

本事業は、平成8年11月の東京都同和対策本部会議の決定（平成9年度から5年間の経過的措置を講じて終了）に基づき、都が引き続き実施することとする。

第5 移管等事務事業の運営方法

1 清掃事業関係

(1) 運営形態

ア 収集・運搬については、各特別区が実施する。

イ 中間処理については、

(7)可燃ごみの中間処理は、一定期間、特別区の共同処理とする。

(4)不燃・粗大ごみ、し尿の中間処理は、特別区の共同処理とする。

ウ 最終処分場については、都が設置・管理する新海面処分場を使用する。

エ 特別区の共同処理の形態は、地方自治法第284条に定める一部事務組合及び同法第252条の2に定める協議会とする。

(2) 「移管後の都及び区における清掃事業の実施方法」及び「23区内の清掃事業に関する各特別区、一部事務組合、協議会の役割分担」は、別表6のとおりとする。

(3) (1)、(2)に規定する以外の事項については、「清掃事業の移管について（平成10年12月24日第4回都区制度改革推進委員会決定）」によることとする。

2 教育事務関係

(1) 幼稚園教育職員の任用その他の身分取扱いのうち、採用に係る選考に関する事務、昇任に係る選考に関する事務、人事交流に係る連絡調整に関する事務、任用及び給与その他の勤務条件の基準に関する事務、共同で実施する研修に関する事務については、現行の特別区人事・厚生事務組合に教育委員会を設置し、23区共同処理を行うものとする。

(2) 各区の教育委員会の指導体制の整備を図るため、区固有の“新「指導主事」”を設ける。

3 事務処理基準の作成等

(1) 移管等事務事業の引継については、必要に応じて、都の所管局において「事務処理基準」等を作成するものとする。

(2) 都と特別区は、移管等事務事業の処理に関する協力体制について必要のあるものは、別に都区が協議して定めるものとする。

第6 移管等事務事業に係る人事制度

1 清掃事業関係

清掃事業の移管に伴う職員の身分取扱いを下記のとおりとする。

(1) 派遣

ア 派遣の対象職員

(7) 平成12年3月31日現在、移管される清掃事業に専ら従事している職員を対象とする。

(4) ただし、知事が特に必要と認める職員は、対象としない。

イ 派遣期間

派遣期間は、平成12年4月1日から平成18年3月31日までの6年間とする。(以下「派遣期間」という。)

ウ 派遣先

(7) 派遣先は、特別区とする。

(4) 共同処理体の事務に従事する場合においても、特別区に派遣することとする。

エ 派遣期間中の欠員補充

(7) 派遣期間中の派遣職員に欠員が生じた場合の補充は、各特別区が行うことを基本とする。

(4) ただし、移管後3年間、現業系職員の補充は、各特別区が決定する欠員補充数と採用候補者名簿に基づいて、都が採用した職員(以下「採用補充職員」という。)をその特別区に派遣することにより行う。

オ 派遣期間中の勤務条件

派遣期間中の派遣職員の勤務条件については、原則として都の勤務条件を適用するものとする。

(2) 身分切替え

ア 身分切替えの対象者

(7) 平成12年3月31日現在、移管される清掃事業に専ら従事し、同年4月1日に特別区に派遣され、同事業に従事する職員で、平成18年3月31日現在において、引き続き派遣されている者とする。

(4) 採用補充職員で、平成18年3月31日現在において、引き続き派遣されている者についても対象となる。

イ 身分切替えの日

平成18年4月1日とする。

ウ 身分切替え先

原則として、平成18年3月31日現在、派遣されている特別区に身分を切り替えるものとする。

(3) その他

(1)及び(2)に規定する以外の事項については、「清掃事業の移管について(平成10年12月24日第4回都区制度改革推進委員会決定)」、「清掃事業の移管

について（平成11年3月26日第5回都区制度改革推進委員会決定）」、「清掃事業の移管に伴う職員の身分取扱いについて（平成12年3月9日第7回都区制度改革推進委員会決定）」及び「清掃事業の移管に伴う平成12年4月1日の体制整備について（平成12年3月9日第7回都区制度改革推進委員会決定）」によることとする。

2 教育事務関係

幼稚園教育職員の身分取扱いを下記のとおりとする。

(1) 給与その他の勤務条件

ア 「教育公務員」としての諸制度は、原則として都制度を引き継いで整備する。

イ 「教育公務員」としての特殊性に関わらない一般的な制度については、現行の特別区の基準との整合性に配慮して整備する。

ウ 幼稚園教育職員の「共通基準」の項目は、教育公務員としての特殊性を加味し、現行の特別区職員の共通基準（20項目）を基本に転職及び準職員を除いた、「幼稚園教育職員共通基準」（18項目）とする。

(2) 互助組合への加入

（勘）東京都福利厚生事業団の会員から、特別区職員互助組合の会員として加入する。

(3) サービスの取扱い

各特別区の教育委員会が任命権者として、県費負担教職員のサービスの取扱いに準じて取り扱う。

(4) 研修

ア 東京都教育委員会は、都全体の教育水準の維持向上を図る立場から、幼稚園教育職員の研修を実施する。

イ 各特別区の教育委員会は、任命権者として、幼稚園教育職員の研修の充実を図る。

ウ 特別区人事・厚生事務組合教育委員会において共同処理する研修の種類、方法等については、各特別区の教育委員会の意向に基づき決定する。

(5) その他

上記(1)から(4)までに関連して決定すべき事項については、別に都区が協議して定める。

第7 移管等事務事業に係る財産の取扱い

1 清掃事業の区移管に伴う財産の取扱い

(1) 基本方針

清掃事業の区移管に伴う財産の処理については、平成6年に都区合意した「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」等の内容を踏まえ、以下のとおり実施する。

ア 特別区の清掃事業の用に供される財産は、原則として事業運営主体である特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）等は無償譲渡する。

イ これにより難しい場合は、無償貸付等の方法による。

(2) 財産の具体的処理方法

種 別		具 体 的 処 理 方 法	
公有財産	不動産	下表「清掃施設の処理方法」に従い、施設ごとに決定する。 （「建物等」は建物、工作物、立木を含む。）	
	土地		
	建物等		
	動 産	船 舶	一部事務組合に無償譲渡する。
	無 体 財 産 権		「清掃事業総合情報システム」に係る著作権は、一部事務組合に無償譲渡する。
物	品		原則として、特別区及び一部事務組合等は無償譲渡する。

「清掃施設の処理方法」

基本的考え方		将来にわたって特別区の清掃事業のみへの使用が見込まれる土地は、原則として事業運営主体である特別区又は一部事務組合に無償譲渡する。 特別区の清掃事業に使用する建物等は、原則として事業運営主体である特別区又は一部事務組合に無償譲渡する。 借地等については、権利の継承が図られるよう、都の斡旋により、当事者において折衝を行うものとする。	
収集・運搬	清掃事務所 清掃事業所	土地 建物等	所在区に無償譲渡する。 ただし、次の場合は例外とする。 (1) 現況の敷地面積が標準面積の2倍以上ある施設 土地については、現在の建物の建替えまでの間は土地全体を無償で貸し付け、建替え時に無償譲渡する。譲渡面積は、建替え時に協議する。 (2) 清掃工場敷地内にある清掃事務所等の施設 ①土地については、一部事務組合に無償譲渡する。 ②建物等については、原則として使用部分を所在区に無償譲渡する。 なお、個別事情により無償譲渡し難い場合は、各区との協議による。
	不燃ごみ及びし尿の中継施設		
	リサイクルセンターその他の施設		

中間処理	清掃工場	土地	一部事務組合に無償譲渡する。 ただしこれにより難しい場合は、無償貸付とする。
		建物等	一部事務組合に無償譲渡する（清掃事務所等として使用する部分は、原則として所在区に無償譲渡する。）。
	不燃ごみ処理センター 粗大ごみ破碎処理施設 破碎ごみ処理施設	土地	一部事務組合に無償譲渡する。 ただし、中央防波堤内側埋立地の施設に係る土地については、新海面処分場の埋立ての進行に伴う排水処理施設の整備並びに施設の再配置等が明確になるまでの間は、一部事務組合に無償で貸し付ける。
		建物等	一部事務組合に無償譲渡する。
	し尿の下水道投入施設	土地	一部事務組合に無償譲渡する。
		建物等	
中防合同庁舎	土地	全体を部に留保する。 ただし、一部事務組合が使用する建物の部分については、一部事務組合に無償で貸し付ける。	
	建物等		

- ※1 無償譲渡する土地・建物等については、清掃事業に使用するものとしての用途指定（期間は20年。ただし、建物等については、耐用年数等を考慮して定める。）を付することとする。
- 2 中間処理施設の土地のうち、今回無償譲渡とならないものの譲渡時期等については、部、特別区及び一部事務組合の間で協議するものとする。
- 3 建設中の施設については、原則として事業運営主体が移管前日の部の地位を継承する。

(3) 個々の清掃財産の扱い
別表7のとおりとする。

2 清掃事業を除く事務事業の移管等に係る財産の取扱い

(1) 基本方針

清掃事業を除く事務事業移管等に係る財産の取り扱いについては、原則として当該特別区に無償譲渡する。

(2) 対象事務事業

- ア 「公園、緑地、広場の設置・管理」
- イ 「公営住宅の設置・管理」

(3) その他

特例部道の移管については、個々に部区間の協議が整ったものから道路管理権の移管を行うものとし、道路敷地内の公有地については、原則として移管後特別区の申請により譲与する。

第8 新しい都区税財政制度

基本方針

改正法等の趣旨に基づき、特別区の財政運営の自主性・自律性を高めるため、特別区の固有財源の拡充、税財政制度の特例措置の見直し、都区財政調整制度の改正等を行う。

1 固有財源の拡充

- (1) 都から特別区に入湯税を移譲する。(地方税法(昭和25年法律第226号)新第735条及び第736条第2項)
- (2) 特別区をゴルフ場利用税交付金の交付対象とする。(地方税法新第103条)
- (3) 特別区を航空機燃料譲与税の譲与対象とする。(航空機燃料譲与税法(昭和47年法律第13号)新第1条及び第2条、旧第8条削除)

2 税財政制度の特例措置の見直し

- (1) 法定外普通税に係る改正
特別区が、法定外普通税を新設及び変更する場合における都の同意を廃止する。
(地方税法旧第736条第4項削除)
- (2) 特別区たばこ税に係る改正
都が特別区たばこ税を都たばこ税と併せて賦課徴収する特例を廃止し、特別区が賦課徴収するよう改める。(地方税法旧第736条第5項及び第6項削除)
- (3) 地方債の許可に係る改正
地方分権一括法により、地方債の許可制度が廃止される平成17年度までの間、特別区が地方債について許可を受けなければならない場合の許可権者を、自治大臣から都知事に改める。(地方財政法(昭和23年法律第109号)新第33条の7第4項及び地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)新第17条の3第1項)
- (4) 起債制限に係る改正
前項に規定する年度までの間、特別区が公共施設又は公用施設の建設事業等のために地方債を財源とする場合の起債制限の対象となる都税の範囲を、全ての普通税から調整税(市町村民税法人分、固定資産税)に改める。(地方財政法新第33条の7第2項)

3 都区財政調整制度の改正

- (1) 特別区財政調整交付金の法定化
都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように特別区財政調整交付金を交付する。(地方自治法新第282条第1項及び第2項)
- (2) 調整財源の法定化

特別区財政調整交付金の額は市町村民税法人分、固定資産税及び特別土地保有税の収入額に条例で定める割合を乗じた額とする。(地方自治法新第282条第2項)

(3) 総額補てん制度の廃止

都の一般会計からの総額補てんを廃止する。(地方自治法新第282条第2項、地方自治法施行令旧第210条の15第1項削除)

(4) 納付金制度の廃止

基準財政収入額が基準財政需要額を超過する特別区による納付金の納付を廃止する。(地方自治法新第282条第2項、地方自治法施行令旧第210条の10削除)

(5) 都区間配分に関する事項

ア 調整税の配分割合

調整税の配分割合は、特別区52%、都48%とする。

イ 配分割合の変更

配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。

ウ 移管事業等

(7) 清掃事業

平成12年度から17年度までの期間の平均所要額を基本に標準算定を行う。

なお、特定の経費については、別途都が直接負担し、又は都から特別区及び一部事務組合に別途交付金を交付することとする。

(4) その他の移管事業等

所要額を基準財政需要額に算定する。

エ 特例廃止等

(7) 国民健康保険事業

前々年度の医療費等の実績数値を基に単位費用による標準算定を行う。

現行の特別区国民健康保険交付金を廃止し、府県としての項目補助を行う。

(4) 事務処理特例制度

条例による事務処理特例制度に移行する現行算定額を基準財政需要額から控除する。

(6) 調整税の減税・減収対策

恒久的な減税の実施に伴う調整税の減収及び年度途中における調整税の減収に対しては、区市町村振興基金を通じて都が区に貸付を行う。償還費は、基準財政需要額に算定する。

(7) 区間配分に関する事項

ア 普通交付金

(7) 普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(以下「財源不足額」という。)とする。(地方自治法施行令新第210条

の12第2項)

- (4) 各特別区について算定した財源不足額の合算額が普通交付金の総額を超える場合においては、次の算式により算出した額を当該特別区に交付すべき普通交付金の額とする。(地方自治法施行令新第210条の12第2項)

$$\text{当該特別区の財源不足額} - \text{当該特別区の基準財政需要額} \times \frac{\text{財源不足額合算額} - \text{普通交付金の総額}}{\text{基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区の基準財政需要額の合算額}}$$

イ 基準財政収入額

- (7) ゴルフ場利用税交付金及び航空機燃料譲与税を算定項目に加える。(地方自治法施行令新第210条の12第2項)
- (4) 過去の決算額に基づく標準算定を行う。

ウ 基準財政需要額

- (7) その他行政費、調整費
その他行政費に調整費を統合する。
- (4) 介護保険関連経費
介護保険制度の実施に伴い、所要額を基準財政需要額に算定し、現行財調で算定している経費のうち、介護保険制度に移行する経費等を控除する。
- (9) 算定方法の合理化
老人福祉費に係る態容補正の統合等、31項目について算定方法の合理化を図る。

(8) 特別交付金

- ア 大規模な臨時・特例的事業は、普通交付金等に移行させる。
- イ 交付金総額に対する特別交付金の割合を、5%から2%に改定する。
- ウ 普通交付金の総額が財源不足額の合算額を超える場合においては、当該超過額を当該年度の特別交付金の総額に加算する。(地方自治法施行令新第210条の13)

4 都市計画交付金の見直し

都市計画交付金交付対象事業のうち、筑波移転跡地(公園利用部分)の用地買収事業を都市計画公園整備事業に統合し(平成13年度から実施)、新たに土地区画整理事業及び火葬場整備事業を対象事業とする。

5 その他

平成12年2月10日開催の都区協議会における確認事項については、都区制度改革後に引き続き都区が協議すべき主要課題とする。

別表1 特別区に移管される事務事業の具体的内容（清掃事業）

(第4-1-(1)関係)

キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務

法令事務	具体的事務	参考(事務処理基準等における該当事項)
(7) 大掃除の計画の策定及び実施	大掃除の計画の策定及び実施	大掃除の計画の策定及び実施
(イ) 廃棄物減量等推進審議会の設置及び廃棄物減量等推進員の委嘱	廃棄物減量等推進審議会の設置及び廃棄物減量等推進員の委嘱	廃棄物減量等推進審議会の設置及び廃棄物減量等推進員の委嘱
(ウ) 一般廃棄物処理計画の策定	一般廃棄物処理計画に関すること	一般廃棄物処理計画の策定
(エ) 一般廃棄物の処理	ごみ減量化の推進に関すること	東京ごみ会議
	製造・流通事業者等に対する廃棄物の減量及び再利用等の指導に関すること	循環型社会経済システムの構築 家電リサイクル研究会
	製造・流通事業者等の自己回収に関すること	ペットボトルの店頭回収システム 東京ルールⅡ対応(事業者等による自己回収の促進)
	清掃事業に係る総合的な企画及び調整に関すること	ISO14001の認証取得 埋立処分量の抑制手法の検討 フロン回収事業
	市街地開発事業における廃棄物の適正な処理方法等の指導に関すること	市街地開発事業における処理施設協議
	清掃事業に係る国、東京都、区市町村、その他関係機関との連絡調整に関すること	(社)全国都市清掃会議 13大都市清掃事業協議会 地域防災計画(震災編)「ごみ・し尿・がれき」処理計画 最終処分場等に係る地元対策 江東区交通量調査
	ごみの再利用及び資源化に係る基本的計画に関すること	再利用計画の策定
	清掃事業の調査に関すること	排出源等ごみ性状調査 月報・年報作成
	資源回収業者の育成支援策の策定に関すること	資源回収業者の育成・支援
	清掃思想普及運動に関すること	絵画・標語展 清掃工場等施設見学業務 ごみ減量事務所キャンペーン等 こども向け小冊子・広報ビデオ
	事務事業の広報及び広聴に関すること	ごみ減量キャンペーン 清掃のあらし等の作成 ホームページの運用 区民の声
	清掃事業協力団体の育成に関すること	清掃協力会連合会及び地区清掃協力会 清掃功労者表彰
	清掃事務所及び清掃事業所の管理及び運営に関すること	事務所・事業所の管理運営予算の執行 粗大ごみ受付センター 事務所・事業所に係る局契約締結分 清掃事務所の管理及び運営に関すること 清掃事業所の管理及び運営に関すること
	リサイクルセンターの管理運営に関すること	リサイクルセンターの管理運営に関すること
	所属の自動車の事故に伴う損害賠償及び和解に関すること	車両事故対策
	所属の自動車及び船舶の事故並びに作業実証上等の事故の防止及び処理に関すること	任意保険の加入等
	事業用自動車及び船舶の雇上げ契約に関すること	清掃車両の契約及び仕様の取扱
	雇上げ自動車及び雇上げ船舶の運賃の原価計算に関すること	雇上げ自動車及び雇上げ船舶の運賃の原価計算に関すること
	雇上げの自動車及び船舶の事故の防止及び処理の指導に関すること	雇上げの自動車及び船舶の事故の防止及び処理の指導に関すること
	廃棄物処理手数料に関すること	廃棄物処理手数料の算定方法について 工場持込ごみ手数料の徴収 皮革関連産業に係る廃棄物処理手数料の免除措置 し尿等に係る廃棄物処理手数料 廃棄物処理手数料にかかる減免

法令事務	具体的事務	参考(事務処理基準等における該当事項)
	有料ごみ処理券の契約、供給体制管理等に関する事 と	有料ごみ処理券の発行
	廃棄物の収集及び運搬作業の指導に関する事 と	医療廃棄物の適正処理 安全作業手順の作成 身分証明書の発行 ふれあい指導業務 技能長連絡会等区間連絡調整組織 防鳥用ネットの貸付 セフティゴムの設置等 集積所表示板の作成 不法投棄の防止等
	清掃作業の住民相談及び苦情処理に関する事 と	清掃作業に係る苦情処理等(広域的対応が 必要な事例)
	大規模建築物の廃棄物の保管場所等に関する事 と	大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置 管路収集システムの利用者設備設置届 指置命令等の基準
	一般廃棄物の受入基準に係る調査及び指導に関する事 と	持込ごみ対応(清掃工場における業者ごとの 搬入枠の設定) 貸付プリバンチカードの取扱 持込ごみの規制指導
	一般廃棄物管理票に関する事	一般廃棄物マニフェスト制度
	廃棄物処理の計画、調査及び調整に関する事 と	一般廃棄物処理計画(実施計画)の策定
	廃棄物の収集に関する事	実施基本計画の策定等 粗大ごみ運び出し収集作業 高齢者世帯等の可燃・不燃ごみ等の戸別収 集作業(モデル試行) 粗大ごみ中継業務委託 早朝収集 し尿(仮設を含む)の収集体制
	ごみ容器に関する事	ごみ容器
	廃棄物の中継作業に関する事	不燃ごみ中継施設における搬入調整
	動物の死体の処理に関する事	動物死体処理作業
	作業用自動車及び船舶の配置に関する事	作業用自動車及び船舶の配置に関する事
	作業用自動車及び船舶の管理及び調達に関する事 と	作業用自動車及び船舶の管理及び調達
	作業用自動車及び船舶の整備及び改善に関する事 と	清掃車両の開発・改善
	資源回収業者の育成支援に関する事	資源回収業者の自主的回収ルートづくり
	ごみの再利用及び資源化の推進に関する事	中小企業リサイクル支援 再生品の利用拡大 ごみ減量化に関する東京ルール(東京 ルールI)
	事業用施設の維持補修計画に関する事	事業用施設の維持補修
	事業用施設の建設に係る工事の調整及び促進並び に標準化に関する事	事業用施設に係る工事の適正執行
	事業用地等の測量及び境界確定に関する事	事業用地等の測量及び境界確定に関する 事
	事業用施設の建設計画及び整備計画の策定及び指 進に関する事	事業用施設の計画的な整備
	事業用施設及び事業用道路の工事に係る設計並び に施行及び監督に関する事	事業用施設(清掃工場を除く)の建設工事 及び補修工事
	清掃工場の建設計画及び整備計画の策定に関する 事	清掃工場の建設計画 清掃工場の整備計画の策定 地元還元施設の建設に係る新たな財源措 置
	事業用施設に係る環境影響評価及び都市計画等に 関する事	環境影響事後調査等
	清掃工場の建設に係る工事の調整及び促進並びに 標準化に関する事	清掃工場の建設に係る工事の計画調整等
	清掃工場の建設計画及び整備計画の推進に関する 事	新宿・中野・荒川地区清掃工場の建設計画 の推進

法令事務	具体的事務	参考(事務処理基準等における該当事項)
	清掃工場及び関連公共施設の建設、整備等に係る調査、調整及び法外に関すること	清掃工場建設事業に係る訴訟
	事業用地の取得及び工事の施行に伴う物件等の移転その他損失補償に関すること	渋谷地区清掃工場建設用地の取得
	清掃工場及び関連公共施設の建設及び整備の実施計画に関すること	清掃工場等の建設・整備実施計画
	機種選定委員会等に関すること	業者技術能力確認審査等
	清掃工場の設計並びに工事の施行及び監督に関すること	検収体制の整備
	清掃工場及び特定清掃事業事務所(中間処理に係ること。)の管理及び運営並びに連絡調整に関すること	中防内公有財産等の管理 清掃工場の管理運営
	運営協議会等に関すること	運営協議会(操業協定の承認)
	廃棄物の焼却処理に関すること	清掃工場への搬入調整 残灰等の搬出について
	廃棄物の破砕処理及び選別・減容固化処理に関すること	不燃ごみ処理施設の運営
	海上輸送施設の建設及び整備計画に関すること	海上輸送施設の建設・整備計画
	スラグ等の船舶輸送に関すること	スラグ等の船舶輸送
	中間処理施設の技術に係る基準及び統計に関すること	中間処理施設の技術に係る基準及び統計に関すること
	中間処理施設の補修及び整備の計画並びに実施に関すること	清掃工場補修計画(オーバーホール)・整備計画等 粗大・不燃ごみの中間処理施設の運営等 中防内側事業用地内施設の管理運営
	中間処理施設の技術的指導に関すること	法定資格者の養成 汚染負荷量賦課金
	中間処理施設の保安対策に関すること	保安規程の制定
	発電に関すること	余熱利用促進
	中間処理施設の公害防止に関すること	清掃工場の公害防止に関する要綱 委託調査 薬剤の集中購入 排ガス分析計等保守委託 ダイオキシン類調査結果の公表
	中間処理施設の公害防止に係る技術開発に関すること	中間処理施設の公害防止に係る技術開発に関すること
	管路収集システムに関すること	管路収集システム
	廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥等を除く。)の最終処分に関すること	一般廃棄物の埋立処分
	し尿の処分(下水道放流)に関すること	し尿の下水道放流
(オ) 多量に一般廃棄物を排出する事業者への指示	大規模排出事業者等の排出指導に関すること	大規模排出事業者への排出指導のあり方 改善勧告等の措置
(カ) 適正処理困難物の処理に関する事業者への協力要請	適正処理困難物に関すること	適正処理困難物
(キ) 一般廃棄物処理業の許可等	一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること	一般廃棄物処理業の許可
(ク) 一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物等の処理	一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物等の処理	あわせ産廃について
(ケ) 一般廃棄物の処理に係る報告徴収、立入検査	一般廃棄物の処理に係る報告徴収、立入検査	一般廃棄物の処理に係る報告徴収、立入検査
(コ) 一般廃棄物の処理に係る改善命令、措置命令	一般廃棄物の処理に係る改善命令、措置命令	一般廃棄物の処理に係る改善命令、措置命令 違反者に対する行政処分等
(サ) 一般廃棄物の処分に係る生活環境保全上の支障の除去等の措置	一般廃棄物の処分に係る生活環境保全上の支障の除去等の措置	一般廃棄物の処分に係る生活環境保全上の支障の除去等の措置

ク 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく事務

法令事務	具体的事務	参考(事務処理基準等における該当事項)
(7) 合理化事業計画の策定	合理化事業計画の策定	合理化事業計画の策定
(4) 合理化事業の実施	合理化事業の実施	合理化事業の実施
(9) 事業の転換に関する計画の認定	事業の転換に関する計画の認定	事業の転換に関する計画の認定

ケ 浄化槽法に基づく事務

法令事務	具体的事務	参考(事務処理基準等における該当事項)
(7) 浄化槽の設置等の届出、勧告	浄化槽の設置の届出及び指導に関する事	浄化槽の設置の届出及び指導に関する事
(4) 浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等	浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等	浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等 環境衛生指導員
(9) 浄化槽清掃業の許可等	浄化槽清掃業の許可及び指導に関する事	浄化槽清掃許可業者の取扱
	浄化槽清掃経費の助成に関する事	浄化槽住民負担軽減措置の継承
(1) 浄化槽保守点検業者の登録制	浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関する事	浄化槽保守点検(改善命令・点検業者の登録事務)
区域内で収集された浄化槽汚泥等の特別区の上尿処理施設での処理	区域内で収集された浄化槽汚泥等の特別区の上尿処理施設での処理	区域内で収集された浄化槽汚泥等の特別区の上尿処理施設での処理

コ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく事務

法令事務	具体的事務	参考(事務処理基準等における該当事項)
(7) 分別収集計画の策定	分別収集計画に関する事	分別収集計画の策定
(4) 容器包装廃棄物の分別収集の実施	容器包装廃棄物の分別収集に関する事	容器包装廃棄物の分別収集に関する事
(9) 分別基準適合物について再商品化がされないおそれがある場合の主務大臣への申出	分別基準適合物について再商品化がされないおそれがある場合の主務大臣への申出	分別基準適合物について再商品化がされないおそれがある場合の主務大臣への申出

別表2 移管対象団地リスト（平成12年3月31日）（第4-2-(2)関係）

移管対象団地は23区内に設定されている都営住宅で原則として規模が100戸程度までのものである。

※都の「既設都営住宅区移管推進計画」（平成6年3月策定）では次の団地を当面、原則として除外している。

- 建築後10年未満の団地
- 都施設との合築団地
- 建替計画中の団地
- 民有借地、国有借地の団地
- 改良住宅、再開発住宅等の団地

区名	団地名	戸数	協議対象外
千代田	四番町第3アパート	96	都施設と合築
中央	勝どきアパート	24	建替計画
	勝どき第2アパート	84	建替計画
	勝どき一丁目第3アパート	39	建替計画
	勝どき一丁目アパート	12	建替計画
	明石町アパート	82	都施設と合築
	明石町第2アパート	42	都施設と合築
港	赤坂五丁目第2アパート	24	
	青山南町第1アパート	16	
	青山南町第2アパート	40	
	高輪二丁目アパート	59	
	赤坂台町住宅	8	
	赤坂台町アパート	24	
	三田一丁目アパート	49	都施設と合築
	青山南町第4アパート	32	都施設と合築
	汐留アパート	30	
	芝浦第1アパート	40	都施設と合築
	南麻布四丁目アパート	81	
	南青山一丁目第2アパート	66	改良住宅
	芝浦三丁目アパート	73	
赤坂五丁目アパート	80		
芝浦三丁目第2アパート	27		
新宿	河田町第2アパート	24	
	弁天町アパート	100	
	花園町アパート	49	
	弁天町第2アパート	30	
	河田町アパート	30	
	西新宿四丁目アパート	40	
文京	本郷四丁目アパート	57	
	関口二丁目アパート	18	
	小日向台住宅	10	建替計画
	小日向台アパート	24	建替計画
	後楽園第1アパート	32	
	第2後楽園アパート	24	
	大塚アパート	40	
	第2大塚アパート	55	
	文京真砂アパート	72	
	本郷一丁目アパート	99	都施設と合築
台東	入谷一丁目アパート	56	
	根岸五丁目アパート	96	
	下谷三丁目アパート	21	
墨田	墨田一丁目アパート	60	
	錦糸一丁目アパート	19	
	東向島五丁目アパート	33	公有借地

区名	団地名	戸数	協議対象外
墨田	八広三丁目アパート	52	都施設と合築 改良住宅 都施設と合築
	第2寺島アパート	84	
	業平一丁目アパート	24	
	立花三丁目アパート	28	
	立花四丁目アパート	49	
	東墨田二丁目アパート	69	
	堤通一丁目アパート	21	
	錦糸一丁目第2アパート	91	
江東	森下二丁目アパート	10	公有借地 改良住宅 都施設と合築
	大島五丁目第4アパート	20	
	東陽一丁目第2アパート	12	
	東陽一丁目第3アパート	21	
	東陽一丁目第4アパート	6	
	東陽一丁目第5アパート	9	
	東陽一丁目第6アパート	5	
	亀戸七丁目第2アパート	20	
	毛利二丁目アパート	18	
	北砂七丁目アパート	100	
	北砂六丁目アパート	79	
	千石二丁目アパート	35	
	千田アパート	33	
	千田第2アパート	29	
	枝川三丁目アパート	80	
	南砂町第1アパート	56	
	南砂町第2アパート	96	
	東砂一丁目第2アパート	74	
	高橋アパート	40	
	亀戸第2アパート	18	
	亀戸六丁目アパート	95	
	東砂七丁目第2アパート	42	
	白河三丁目アパート	30	
	大島八丁目アパート	80	
	千石一丁目アパート	85	
	亀戸八丁目アパート	10	
	南砂五丁目第2アパート	59	
	塩浜一丁目第2アパート	79	
	塩浜一丁目第3アパート	83	
	東陽七丁目アパート	44	
品川	大井伊藤町第5住宅	6	改良住宅
	大井伊藤町アパート	36	
	第2大井伊藤町アパート	40	
	大井林町アパート	72	
	小山台民生住宅	54	
	元芝アパート	56	
	東品川アパート	75	
	南品川アパート	42	
	東品川一丁目アパート	81	
	荏原二丁目アパート	27	
中延六丁目アパート	25		
目黒	碑文谷五丁目アパート	9	公有借地
	碑文谷五丁目第2アパート	20	
	上目黒アパート	80	
	東が丘一丁目第3アパート	17	
	青葉台二丁目アパート	24	
	碑文谷アパート	88	
	目黒南二丁目アパート	38	

区名	団地名	戸数	協議対象外
目黒	目黒清水町第2アパート	27	
	東が丘一丁目第2アパート	48	
	碑文谷母子アパート	25	
	目黒本町アパート	20	
	上目黒一丁目アパート	61	
大田	大森西三丁目第4アパート	60	
	大森西三丁目第6アパート	16	
	大森西三丁目第5アパート	35	
	大森西三丁目第3アパート	18	
	東六郷一丁目アパート	49	
	南蒲田一丁目アパート	35	
	大森西四丁目第3アパート	15	
	池上八丁目第2アパート	28	
	馬込第2住宅	18	
	南蒲田二丁目アパート	47	
	南六郷一丁目第5アパート	16	
	南六郷一丁目アパート	90	
	入新井アパート	48	
	大森五丁目アパート	80	
	羽田民生アパート	57	
	南蒲田アパート	92	
	本羽田一丁目アパート	40	
	堤方アパート	83	改良住宅
	羽田六丁目アパート	65	
	本羽田二丁目アパート	50	
	本羽田二丁目第2アパート	100	
	西糝谷二丁目第2アパート	83	
	萩中三丁目アパート	86	改良住宅
	大森南二丁目アパート	73	
	大田中央八丁目アパート	32	
	南馬込一丁目アパート	50	
	本羽田二丁目第4アパート	40	
	池上八丁目アパート	22	
	北糝谷一丁目アパート	80	
	仲六郷一丁目第2アパート	32	
大森西五丁目アパート	21		
大森南一丁目アパート	64		
大森西四丁目第2アパート	50		
多摩川二丁目第2アパート	28		
大森西一丁目第3アパート	56		
南蒲田一丁目第2アパート	38	都施設と合築	
世田谷	下馬五丁目アパート	18	
	梅丘一丁目アパート	90	
	桜丘五丁目アパート	30	
	桜丘三丁目アパート	51	
	桜丘二丁目第3アパート	27	
	弦巻四丁目アパート	18	
	弦巻五丁目第2アパート	9	
	上用賀六丁目アパート	30	
	上用賀六丁目第2アパート	48	
	北烏山一丁目アパート	19	
	南烏山四丁目アパート	27	
	喜多見第2住宅	4	
	世田谷二丁目アパート	18	
	玉川四丁目アパート	54	
	玉川台二丁目アパート	27	

区名	団地名	戸数	協議対象外
世田谷	上用賀一丁目アパート	30	
	上用賀五丁目アパート	63	
	上馬四丁目アパート	51	
	新町二丁目アパート	68	
	桜丘二丁目第2アパート	48	
	桜ヶ丘2丁目第4アパート	35	
	大原一丁目第2アパート	14	
	弦巻三丁目アパート	18	
	八幡山一丁目アパート	30	
	赤堤三丁目アパート	34	
	桜二丁目アパート	18	
	上祖師谷一丁目第2アパート	27	
	上用賀一丁目アパート	27	
	玉川台一丁目アパート	22	
	上用賀三丁目アパート	31	
	上北沢五丁目第2アパート	84	
	弦巻四丁目第2アパート	18	
	弦巻四丁目第3アパート	18	
	弦巻二丁目第2アパート	41	
	弦巻三丁目第3アパート	18	
	千歳台一丁目アパート	100	
	上祖師谷一丁目アパート	32	
	桜丘五丁目第2アパート	69	
	上用賀四丁目アパート	40	
	砧一丁目アパート	83	
	船橋一丁目アパート	21	
	南鳥山六丁目アパート	40	
	桜上水三丁目第2アパート	52	
	上北沢五丁目第4アパート	21	
	玉川母子アパート	25	
	豪徳寺アパート	45	
	若林四丁目アパート	50	改良住宅
	弦巻五丁目アパート	87	
代田一丁目アパート	24		
代田一丁目第2アパート	30		
桜一丁目アパート	63		
等々力六丁目アパート	12		
桜一丁目第2アパート	30		
上北沢五丁目アパート	18		
駒沢三丁目アパート	30		
新町一丁目アパート	48		
上北沢一丁目アパート	47		
渋谷	幡ヶ谷原町アパート	56	
	西原一丁目アパート	11	
	参宮橋アパート	64	
	渋谷一丁目アパート	35	
	笹塚アパート	64	
	幡ヶ谷原町住宅	6	
	代々木三丁目アパート	75	
	穂田アパート	14	
	恵比寿西アパート	54	
	千駄ヶ谷アパート	57	
	氷川町アパート	28	
	渋谷東二丁目アパート	15	
	神宮前アパート	39	
	幡ヶ谷二丁目アパート	95	

区名	団地名	戸数	協議対象外	
渋谷	神南一丁目アパート	20	都施設と合築	
	渋谷本町三丁目アパート	12		
	笹塚三丁目アパート	51		
	笹塚三丁目第2アパート	42		
	渋谷本町一丁目アパート	48		
	西原二丁目アパート	38		
中野	上高田二丁目住宅	61	建替計画 中 民有信地	
	上高田アパート	50		
	南台四丁目アパート	33		
	江古田一丁目第2アパート	33		
	中野新井住宅	2		
	川島町アパート	80		
	江古田一丁目アパート	21		
	上鷺宮四丁目アパート	57		
	江古田アパート	54		
	鷺の宮第4住宅	32		建替計画 中 改良住宅
	第3江古田アパート	76		
	江古田四丁目第2アパート	20		
	江古田四丁目アパート	15		
	大和町母子アパート	25		
	白鷺一丁目アパート	55		
	若宮二丁目アパート	61		
	鷺の宮民生住宅	56		建替計画 中
	鷺の宮母子アパート	41		
	第8鷺の宮住宅	47		建替計画 中
	大和町四丁目アパート	48		
	江古田母子アパート	25		
	中野中央二丁目アパート	82		
	丸山二丁目アパート	87		
	南台二丁目アパート	56		
	中野本町五丁目アパート	55		
	弥生町三丁目アパート	21		
	南台五丁目アパート	78		
	上鷺宮二丁目アパート	92		
	中野一丁目アパート	10		都施設と合築
杉並	西田町住宅	5	建替計画 中	
	松ノ木二丁目アパート	24		
	和田一丁目アパート	62		
	上井草三丁目アパート	24		
	久我山五丁目アパート	39		
	成田東二丁目第2アパート	15		
	向井町第1住宅	1		建替計画 中
	下井草二丁目第2アパート	18		
	方南二丁目アパート	32		
	本天沼二丁目アパート	39		
	天沼民生住宅	16		
	天沼アパート	24		
	第2天沼アパート	24		
	大宮二丁目アパート	37		
	松ノ木二丁目第3アパート	18		
	浜田山四丁目アパート	35		
	善福寺三丁目アパート	26		
	下井草四丁目アパート	18		
	久我山一丁目母子アパート	41		
	下井草二丁目第3アパート	26		
方南町アパート	52			

区名	所在地名	戸数	協議対象外
杉並	堀の内アパート	88	
	荻窪一丁目アパート	16	
	富士見引揚者住宅	1	建替計画中
	久我山五丁目第2アパート	29	
	阿佐谷北三丁目第二アパート	19	
	和田本町アパート	40	
	富士見ヶ丘アパート	95	
	成宗三丁目第3住宅	12	
	高円寺北一丁目アパート	12	
	井草一丁目第2アパート	23	
	久我山四丁目第2アパート	41	
	宮前四丁目アパート	40	
	高井戸西二丁目アパート	42	
	井草三丁目第3アパート	72	
	井草四丁目第2アパート	34	
	上高井戸四丁目第2住宅	32	建替計画中
	第2上高井戸母子アパート	16	
	桃井二丁目アパート	50	改良住宅
	成田東二丁目アパート	18	
	方南一丁目アパート	12	
豊島	西巢鴨二丁目第二アパート	34	
	要町二丁目アパート	19	民有借地
	高松三丁目第3アパート	17	
	長崎六丁目アパート	18	
	池袋アパート	32	民有借地
	上池袋二丁目アパート	30	民有借地
	池袋本町三丁目アパート	55	
	巢鴨母子アパート	25	
	北池袋アパート	94	都施設と合築
北	赤羽北三丁目第2アパート	15	
	赤羽西六丁目第2アパート	74	
	赤羽西六丁目第3アパート	58	
	西ヶ丘二丁目第2アパート	45	
	西が丘一丁目第2アパート	7	
	浮間三丁目第4アパート	20	
	志茂五丁目アパート	18	
	東田端二丁目アパート	81	
	滝野川アパート	56	
	神谷三丁目第3アパート	61	
	田端アパート	24	
	王子母子アパート	25	公有借地
	中十条第1アパート	60	公有借地
	堀船二丁目アパート	40	建替計画中
	堀船三丁目第2アパート	60	改良住宅
	西ヶ原一丁目アパート	30	
	稲付二丁目アパート	50	
	北栄町アパート	25	
	西ヶ丘二丁目アパート	36	
	北栄町第2アパート	24	
	豊島七丁目アパート	55	改良住宅
	豊島三丁目アパート	98	改良住宅
	上中里二丁目アパート	36	
	西ヶ丘一丁目アパート	21	
	滝野川二丁目第2アパート	15	
	浮間三丁目第3アパート	78	
赤羽北二丁目第3アパート	19	再開発	

区名	団地名	戸数	協議対象外
荒川	荒川二丁目アパート	95	改良住宅
	町屋五丁目アパート	80	改良住宅
	荒川八丁目アパート	69	改良住宅
	荒川一丁目アパート	21	
	町屋七丁目アパート	38	改良住宅
	荒川八丁目第2アパート	9	
	南千住六丁目第2アパート	69	都施設と合築
	南千住六丁目アパート	55	都施設と合築
	板橋	坂下一丁目第5アパート	22
板橋本町アパート		41	
双葉町第2アパート		78	
双葉町アパート		94	改良住宅
前野町四丁目第4アパート		34	
前野町四丁目第3アパート		18	公有借地
常盤台四丁目アパート		20	民有借地
成増五丁目アパート		54	
蓮根三丁目第3アパート		50	
板橋栄町第2アパート		47	
南常盤台二丁目第2アパート		17	
前野町五丁目第4アパート		52	
前野町五丁目第2アパート		36	
前野町五丁目第3アパート		32	
前野町六丁目第2アパート		33	
若木一丁目アパート		19	
大谷口二丁目アパート		53	
仲宿アパート		23	
蓮根三丁目第2アパート		85	
舟渡三丁目アパート		92	
前野町三丁目第2アパート		44	
大山西町第2アパート		12	
小豆沢三丁目アパート		24	
舟渡三丁目第2アパート		43	
成増三丁目アパート		18	
前野町六丁目第3アパート		22	
小茂根一丁目アパート		62	
相生町第2アパート		32	
赤塚六丁目アパート		72	
板橋向原一丁目アパート		45	
赤塚六丁目第2アパート		39	
舟渡一丁目アパート		61	
西台三丁目アパート		95	
大谷口北町アパート		52	
大谷口北町第2アパート		28	
長後町アパート		60	
坂下一丁目第4アパート		59	
常盤台一丁目アパート		48	改良住宅
志村第2アパート		40	
仲宿母子アパート		28	
前野町五丁目第5アパート		64	
相生町アパート		70	
舟渡二丁目アパート		72	
氷川町アパート		70	
宮本町アパート		90	
板橋栄町アパート		70	
前野町四丁目アパート		70	

区名	団地名	戸数	協議対象外
板橋	小豆沢一丁目アパート	40	
	小豆沢二丁目アパート	20	改良住宅
	志村三丁目第2アパート	88	
	坂下一丁目第2アパート	28	
	坂下一丁目第3アパート	21	
	前野町五丁目アパート	36	
	前野町六丁目アパート	36	
	徳丸二丁目アパート	18	
	東坂下二丁目アパート	28	
	第4板橋富士見町アパート	27	改良住宅
	坂下三丁目第3アパート	24	
	前野町二丁目アパート	38	
	成増一丁目アパート	23	改良住宅
	前野町六丁目第4アパート	56	
	前野町一丁目第2アパート	59	
練馬	東大泉六丁目第2アパート	18	
	東大泉六丁目第3アパート	20	
	東大泉六丁目第4アパート	27	
	東大泉六丁目アパート	99	
	上石神井二丁目第2アパート	16	
	谷原三丁目アパート	61	
	練馬関町北三丁目第3アパート	33	
	練馬関町北二丁目第3アパート	12	
	練馬関町北三丁目第6アパート	11	
	早宮四丁目アパート	19	
	練馬四丁目アパート	45	
	東大泉二丁目第2アパート	60	
	東大泉三丁目アパート	28	
	練馬春日町五丁目第2アパート	34	
	小竹町二丁目第3アパート	16	
	小竹町二丁目第2アパート	21	
	練馬関町北二丁目アパート	24	
	練馬関町南四丁目アパート	24	
	関町六丁目第1住宅	32	建替計画中
	練馬関町北四丁目第3アパート	36	
	関町六丁目第7住宅	12	建替計画中
	関町六丁目第8住宅	12	建替計画中
	錦一丁目アパート	18	
	東大泉六丁目第5アパート	12	
	東大泉第7住宅	1	建替計画中
	練馬富士見台三丁目第2アパート	11	
	練馬富士見台三丁目第3アパート	33	
	上石神井三丁目アパート	33	
	練馬関町北一丁目アパート	24	
	練馬関町北三丁目第5アパート	6	
	練馬関町北二丁目第2アパート	27	
	関町四丁目第4住宅	6	建替計画中
	練馬関町北四丁目第2アパート	27	
	練馬関町北四丁目アパート	18	
中村町四丁目住宅	24	建替計画中	
練馬春日町四丁目アパート	48		
練馬仲町五丁目住宅	1	建替計画中	
平和台二丁目第2アパート	18		
早宮三丁目アパート	27		
練馬二丁目第3アパート	32		

区名	所在地名	戸数	協議対象外
練馬	東大泉七丁目アパート	33	
	上石神井一丁目アパート	21	
	練馬関町東一丁目アパート	23	
	関町二丁目第3住宅	9	建替計画中
	練馬富士見台二丁目アパート	68	
	練馬富士見台アパート	32	
	練馬春日町三丁目アパート	81	
	南大泉一丁目アパート	10	
	練馬関町東二丁目アパート	12	
	練馬関町北三丁目第4アパート	15	
	石神井町八丁目第2アパート	12	
	豊玉中一丁目第2アパート	10	
	練馬春日町三丁目第2アパート	30	
	練馬春日町三丁目第4アパート	30	
	氷川台四丁目アパート	84	
	旭町二丁目第3アパート	15	
	上石神井二丁目アパート	24	
	下石神井二丁目アパート	21	
	豊玉中四丁目アパート	42	
	豊玉中四丁目第2アパート	24	
	石神井台七丁目第2アパート	27	
	東大泉一丁目第2アパート	24	
	錦一丁目第2アパート	42	
	錦二丁目アパート	25	
	錦一丁目第3アパート	9	
	西大泉三丁目アパート	48	
	練馬富士見台一丁目アパート	35	
	高野台五丁目アパート	35	
	練馬北町五丁目第2アパート	48	
	練馬二丁目第4アパート	78	
	豊玉仲町第5住宅	43	建替計画中
	豊玉仲町三丁目アパート	45	
	豊玉仲町第7住宅	14	建替計画中
	豊玉南二丁目アパート	14	
	豊玉北一丁目アパート	33	
	旭町二丁目第5アパート	70	
	旭町二丁目第6アパート	38	
	旭町二丁目アパート	57	
	練馬北町アパート	49	
	豊玉仲町第6住宅	42	建替計画中
	豊玉仲町第11住宅	40	建替計画中
	豊玉中アパート	32	
	貫井四丁目アパート	21	
	貫井一丁目アパート	27	
	東大泉二丁目アパート	66	
高野台三丁目アパート	54		
大泉学園町二丁目アパート	49		
小竹町二丁目アパート	36		
石神井町二丁目アパート	80		
練馬関町一丁目第2アパート	39		
貫井二丁目アパート	27		
練馬春日町三丁目第3アパート	30		
早宮一丁目アパート	30		
早宮三丁目第2アパート	56		
早宮三丁目第3アパート	35		

区名	所在地名	戸数	協議対象外
練馬	東大泉一丁目第3アパート	81	
	南田中三丁目アパート	27	
	下石神井四丁目アパート	48	
	石神井町二丁目第2アパート	17	
	豊玉中一丁目第4アパート	12	
	豊玉北一丁目第2アパート	36	
	豊玉北二丁目第2アパート	42	
	豊玉北二丁目アパート	24	
	豊玉中一丁目第3アパート	45	
	桜台六丁目第2アパート	28	
	江古田第2アパート	78	
	石神井台三丁目アパート	68	
	早宮一丁目第2アパート	21	
	練馬二丁目第2アパート	66	
	豊玉北六丁目アパート	13	
	練馬北町民生アパート	24	建替計画中
	練馬北町母子アパート	25	建替計画中
	高野合一丁目アパート	90	
	練馬北町二丁目アパート	28	
	豊玉北三丁目アパート	10	
	練馬関町北三丁目アパート	63	
	豊玉中一丁目アパート	39	
	練馬関町一丁目アパート	45	
	立野町アパート	39	
	石神井台七丁目アパート	36	
	練馬春日町四丁目第3アパート	45	
	練馬春日町四丁目第2アパート	63	
	練馬北町五丁目アパート	15	
	貫井一丁目第2アパート	12	
	貫井一丁目第3アパート	39	
	練馬二丁目アパート	90	
	豊玉北六丁目第2アパート	70	都施設と合築
	早宮三丁目第4アパート	24	
東大泉五丁目アパート	64		
足立	伊興町見通アパート	39	
	大谷田一丁目第4アパート	46	
	大谷田二丁目アパート	68	
	江北三丁目第2アパート	20	
	関原二丁目アパート	30	
	島根二丁目アパート	78	
	神明一丁目アパート	18	
	千住橋戸アパート	32	建替計画中
	足立二丁目アパート	62	
	千住桜木町アパート	35	
	伊興町本町アパート	24	
	伊興町本町第2アパート	97	
	東和四丁目第3アパート	33	
	青井二丁目アパート	25	
	西保木間三丁目第2アパート	75	
	保木間第2アパート	20	
	第3保木間アパート	45	
	西新井本町一丁目アパート	51	
	第2西新井アパート	24	建替計画中
	弘道一丁目第2アパート	40	
梅田三丁目アパート	90		

区名	団地名	戸数	協議対象外
足立	伊興二丁目アパート	47	
	島根四丁目第2アパート	83	
	青井四丁目第3アパート	94	
	神明一丁目第2アパート	20	
	上沼田母子アパート	41	
	第2上沼田母子アパート	32	
	保木間四丁目アパート	84	
	六月二丁目第4アパート	58	
	神明二丁目アパート	70	
	青井四丁目第4アパート	94	
	扇一丁目アパート	40	
	弘道一丁目第3アパート	95	
	弘道一丁目第4アパート	48	
	千住若松町母子アパート	41	建替計画中
	五兵衛町アパート	48	
	興野町母子アパート	54	
	大谷田アパート	80	
	北宮城母子アパート	47	
	花畑町住宅	60	
	東和アパート	74	改良住宅
	上沼田第2アパート	40	
	宮城アパート	84	
	西新井第4アパート	99	
	江北二丁目アパート	30	
	伊興町アパート	96	
	千住東二丁目アパート	38	都施設と合築
	竹の塚七丁目第2アパート	77	
	六月二丁目アパート	20	
	平野三丁目第2アパート	36	
	青井三丁目アパート	56	
	中川二丁目アパート	24	
	南花畑五丁目アパート	81	
	青井五丁目アパート	63	
東和四丁目第2アパート	63		
南花畑五丁目第2アパート	24		
江北一丁目第2アパート	28		
葛飾	柴又六丁目アパート	21	
	柴又六丁目第3アパート	12	
	白鳥三丁目第6アパート	9	
	柴又一丁目第3アパート	12	
	柴又一丁目第2アパート	14	
	亀有二丁目第5アパート	20	
	柴又六丁目第2アパート	29	
	柴又二丁目アパート	76	
	鎌倉一丁目第2アパート	36	
	亀有二丁目第2アパート	12	
	砂原町住宅	1	建替計画中
	鎌倉三丁目アパート	15	
	鎌倉二丁目第3アパート	30	
	鎌倉二丁目第4アパート	10	
	南水元一丁目第4アパート	35	
	南水元一丁目第3アパート	75	
	第2新宿五丁目民生アパート	56	
	新宿五丁目第2アパート	24	
	新宿五丁目母子アパート	30	建替計画中

区名	団地名	戸数	協議対象外
葛飾	飯塚住宅	8	建替計画中
	金町四丁目アパート	39	
	金町四丁目第2アパート	41	
	金町四丁目第3アパート	70	
	柴又七丁目アパート	24	
	西亀有四丁目第2アパート	42	
	西亀有三丁目アパート	36	
	白鳥四丁目第2アパート	97	
	東四つ木二丁目アパート	52	
	堀切八丁目第2アパート	30	
	上千葉アパート	26	建替計画中
	堀切八丁目第3アパート	35	
	西亀有四丁目アパート	16	
	亀有二丁目第4アパート	98	
	亀有二丁目第8アパート	46	
	奥戸一丁目アパート	72	
	東金町五丁目アパート	71	
	鎌倉三丁目第2アパート	23	
	白鳥三丁目アパート	18	
	金町一丁目第2アパート	98	
	柴又四丁目アパート	15	
	西亀有三丁目第5アパート	21	
	西亀有二丁目第8アパート	30	
	西亀有二丁目第3アパート	6	
	西亀有二丁目第19アパート	41	
	西亀有二丁目第20アパート	15	
	東堀切二丁目アパート	45	
	第2上千葉アパート	75	
	亀有二丁目第7アパート	80	
	亀有一丁目第2アパート	90	
	白鳥三丁目第2アパート	51	
	亀有一丁目第3アパート	32	
	金町一丁目アパート	31	
	青戸四丁目アパート	47	
	東堀切一丁目アパート	60	
	下千葉母子アパート	25	
	東堀切一丁目第2アパート	32	
	亀有二丁目第3アパート	31	
	亀有二丁目第6アパート	26	
	西亀有三丁目第2アパート	48	
	西亀有三丁目第3アパート	12	
西亀有二丁目第7アパート	25		
青戸七丁目第2アパート	12		
青戸七丁目アパート	12		
西亀有二丁目第2アパート	24		
西亀有二丁目第12アパート	55		
西亀有二丁目第4アパート	33		
西亀有二丁目第5アパート	12		
西亀有二丁目第6アパート	6		
西亀有二丁目第13アパート	41		
西亀有二丁目第10アパート	15		
西亀有三丁目第4アパート	9		
東金町二丁目アパート	80		
柴又五丁目アパート	30		
西亀有二丁目第11アパート	32		

区名	団地名	戸数	協議対象外
葛飾	西亀有二丁目第14アパート	18	
	西亀有二丁目第15アパート	4	
	西亀有二丁目第16アパート	34	
	西亀有二丁目第17アパート	39	
	西亀有二丁目第18アパート	76	
	柴又四丁目第2アパート	43	
	東金町二丁目第3アパート	98	
	立石六丁目アパート	63	
	柴又四丁目第3アパート	28	
	東金町二丁目第6アパート	49	
	東金町一丁目アパート	8	
	東金町二丁目第5アパート	37	
	第2下千葉民生アパート	64	
	亀有一丁目第4アパート	50	
	東金町二丁目第4アパート	30	
	細田二丁目アパート	48	
	第3下千葉民生アパート	56	
	上千葉民生アパート	32	
	第2上千葉民生アパート	40	
	平井仲町民生アパート	15	
	平井仲町アパート	12	
	葛飾宝町アパート	30	
	東四ツ木アパート	40	
	第2新宿二丁目アパート	55	
	亀有二丁目アパート	45	
	奥戸二丁目アパート	100	
	東新小岩一丁目アパート	66	都施設と合築
	鎌倉一丁目アパート	69	
	亀有四丁目第2アパート	16	
	東新小岩三丁目アパート	36	
	柴又一丁目アパート	48	
	鎌倉二丁目第2アパート	15	
	堀切八丁目アパート	55	
	小菅三丁目アパート	58	
	西新小岩二丁目アパート	55	
	青戸八丁目アパート	20	
青戸三丁目第2アパート	20		
東金町五丁目第2アパート	12		
西水元二丁目アパート	45		
奥戸三丁目アパート	24		
江戸川	北小岩六丁目アパート	12	
	本一色町第2アパート	18	
	南小岩四丁目アパート	12	
	江戸川中央四丁目アパート	20	
	平井四丁目第4アパート	16	
	西瑞江四丁目アパート	83	
	東瑞江アパート	78	
	松江四丁目アパート	81	
	東瑞江第2アパート	83	
	松江七丁目アパート	27	
	北小岩一丁目アパート	40	
	江戸川中央一丁目第2アパート	12	
	江戸川二丁目第2アパート	24	
	江戸川三丁目第2アパート	56	
	江戸川三丁目第3アパート	80	

区名	所在地名	戸数	協議対象外
江戸川	中葛西四丁目アパート	35	
	東小松川母子アパート	62	
	東篠崎一丁目アパート	76	
	平井三丁目アパート	72	
	松江五丁目アパート	100	
	西小岩四丁目アパート	40	
	江戸川中央二丁目アパート	100	
	平井四丁目アパート	24	
	平井七丁目アパート	63	
	平井四丁目第2アパート	50	
	南船堀アパート	60	
	平井七丁目第5アパート	24	
	東小松川二丁目アパート	35	
	平井四丁目第3アパート	36	
	江戸川三丁目アパート	20	
	南小岩二丁目第2アパート	60	
	平井七丁目第2アパート	40	
	本一色町アパート	42	
	小松川一丁目第3アパート	91	再開発
	西瑞江四丁目第2アパート	64	都施設と合築
小松川二丁目アパート	49	再開発	
清新町一丁目アパート	51		
春江町三丁目アパート	51		

なお、各区は移管推進の見地から都営住宅の一層の引き受けに努力するものとし、そのため移管対象団地について都と早急に全般的な協議を行い、引き受け計画を各区のマスタープランの内容又はそれに基づく計画として、平成13年度までに策定するものとする。

別表3 移管対象特例都道リスト

(第4-2-(3)関係)

区名	路線名	移管区間	備考
大田	大師橋瓦斯橋線	本羽田三丁目～下丸子二丁目	
新宿	新宿停車場前線	新宿三丁目～西新宿一丁目	
中野	鮫洲大山線	中野駅駅前広場(北・南)	
杉並	瀬田貫井線	阿佐ヶ谷駅駅前広場(北・南)	
豊島	池袋谷原線	東池袋一丁目～西池袋一丁目	
板橋	荒川堤防線	新河岸三丁目～舟渡二丁目	
練馬	池袋谷原線	春日町四丁目～谷原一丁目	
練馬	北町豊玉線	北町八丁目～豊玉南二丁目	
墨田	新荒川堤防線	墨田五丁目～東墨田三丁目	
墨田	深川吾嬬町線	錦糸町駅駅前広場	
江東	王子千住南砂町線	亀戸駅駅前広場	
江東	新荒川堤防線	東砂三丁目～東砂八丁目	
葛飾	新荒川葛西堤防線	小菅一丁目～新小岩一丁目	
葛飾	江戸川堤防線	東金町八丁目～柴又五丁目	
江戸川	環状七号線	一之江駅駅前広場	
江戸川	新荒川堤防線	平井七丁目～小松川一丁目	
江戸川	新荒川葛西堤防線	松島四丁目～清新町一丁目	
江戸川	新荒川葛西堤防線	西葛西七丁目～江戸川四丁目	
江戸川	新荒川葛西堤防線	江戸川一丁目～篠崎町三丁目	
江戸川	江戸川堤防線	北小岩八丁目～篠崎町三丁目	
北	新荒川堤防線	豊島五丁目地内	
北	中十条赤羽線	赤羽駅駅前広場	
北	中十条赤羽線	赤羽西一丁目～赤羽一丁目	
足立	新荒川堤防線	新田一丁目～新田三丁目	
足立	新荒川堤防線	宮城二丁目地内	
足立	新荒川堤防線	宮城一丁目～千住曙町	
渋谷	古川橋二子玉川線	恵比寿駅駅前広場	
世田谷	環状八号線	奥沢三丁目～奥沢四丁目	
世田谷	瀬田貫井線	用賀三丁目～用賀四丁目	

今後、道路整備事業の進展及び区からの要望等に基づき、新たに区に移管すべき道路が生じた場合は、関係区と協議のうえ、協議の整ったものから移管する。

別表4 移管対象都立公園リスト

(第4-2-(5)関係)

公園名	所在地	面積	土地所有者	備考
外濠公園	千代田区富士見町二丁目、九段北四丁目 新宿区市ヶ谷本村町、本塩町	38,794.92㎡	国	

別表5 区管理対象公有水面リスト

(第4-2-(9)関係)

区名	河川名	備考
中央	佃川支川	
江東	中の堀川	

東京都		各区
全般事項	(広域自治体としての取り組み) ①循環型社会づくりの推進 ②分別収集促進計画の策定 (容器包装リサイクル法) ③廃棄物再生事業者の登録 (廃棄物処理法) ④廃棄物処理の技術開発及び研究調査 (区市町村への支援) ①廃棄物処理施設整備事業に係る国庫補助事務 ②区市町村の廃棄物処理に関する財政的援助 (部条例) ③区市町村の廃棄物処理に関する技術的援助 (廃棄物処理法) ④区の清掃事業への支援	①廃棄物条例の制定 ②一般廃棄物処理計画の策定 ③廃棄物処理手数料の徴収 ④ごみ減量化の推進 ⑤ごみの再利用、資源化の推 ⑥分別収集計画の策定 ⑦一般廃棄物処理業の許可及 ⑧大規模排出事業者等の排出
収集・運搬		①ごみ、し尿の収集・運搬 ②ごみ、し尿の中継作業 ③あわせ産廃の収集・運搬 ④容器包装廃棄物の分別収集 ⑤清掃事務所、清掃事業 整備・管理・運営 ⑥直営車両の購入
中間処理		①清掃工場の運営協議会に参 ②施設整備に関する地元調整
最終処分	①廃棄物等の埋立処分計画の策定 ②新海面処分場 (中防外側処分場を含む) の整備・管理 ・運営	①都への最終処分の委託 (憲 第6条の2) ②最終処分場の延命化に寄 実施 (リサイクルの推進) ③新海面処分場後の処分場の
浄化槽	①浄化槽の設置の届出及び指導 (23区の区域を除く) (浄化槽法) ②浄化槽保守点検業者の登録、指導 (23区の区域を除く) (浄化槽法) ③浄化槽に関する水質検査業務を行う者の指定 (浄化槽法)	①浄化槽の設置の届出及び指 ②浄化槽清掃業の許可及び指 ③浄化槽清掃経費の助成 ④浄化槽保守点検業者の指導
その他	(一般廃棄物処理施設に関する事務) ①一般廃棄物処理施設の届出及び許可、指導 (廃棄物処理法) (産業廃棄物に関する事務) ①産業廃棄物に関する許可及び指導 (廃棄物処理法) (道路・河川) ①都管理の道路及び河川の清掃 (動物の死体の処理を含む)	①動物の死体の処理 (飼主等 分)

(備考) 東京二十三区清掃協議会は地方自治法第 252条の2に基づき設ける。

う 都 と 特 別 区 の 役 割 分 担 (第5-1-(2) 関係)

特 別 区		
	東京二十三区清掃協議会	東京二十三区清掃一部事務組合
進 び指導 指導	<ul style="list-style-type: none"> ①一般廃棄物処理業の許可に関わる事務 (各特別区長の名において許可を行う) (管理執行事務) ②ごみ量予測の調整 ③各区の廃棄物処理手数料に関する調整 ④事業系一般廃棄物に関する指導等の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ①条例の制定(施設の管理・運営など) ②廃棄物処理手数料の徴収 ③不燃ごみ中継施設等の整備・補修に関する技術的助言
中継所の	<ul style="list-style-type: none"> ①雇上車両関係事務(雇上車両計画の調整、業者選定、契約、仕様等) (管理執行事務) ②直営車両の仕様、共同購入に関する事項 	
加 への参画		<ul style="list-style-type: none"> ①清掃工場の整備・管理・運営(灰溶融、管路収集施設を含む) ②不燃ごみ及び粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 ③し尿投入施設の整備・管理・運営 (①～③には下記の事項を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画の策定 ・建設、建替、プラント更新、改造 ・焼却灰、スラグ等の輸送 ・清掃工場運営協議会の運営 ④搬入調整 ⑤あわせ産廃の処理
物処理法 する施策の 確保		<ul style="list-style-type: none"> ①部への最終処分の委託(同左) ②搬入量、委託料金等に関する都との調整
導 導	<ul style="list-style-type: none"> ①浄化槽清掃業の許可に関わる事務(各特別区長の名において許可を行う) (管理執行事務) ②浄化槽保守点検業者の登録事務(各特別区長の名において登録を行う) (管理執行事務) 	
からの依頼	<ul style="list-style-type: none"> ①あわせ産廃の取扱いに関する調整 	

別表7 清掃事業の区移管に伴い財産処理する施設一覧

(第7-1-(3)関係)

(各特別区)

区名	名称	土地		建物・工作物・立木			
		敷地面積 ㎡	処理方法	建物延床面積 ㎡	工作物 (件)	立木 (件)	処理方法
千代田	千代田清掃事務所	586.18㎡の 1,000分の505	無償貸付	専有部分 1,431.08㎡ 共用部分 886.35㎡の 1,000分の505	-	-	無償譲渡
千代田	千代田 三崎清掃作業所	414.22	無償譲渡	1,076.12	3	-	無償譲渡
千代田	係留杭	-	-	-	1	-	無償譲渡
中央	京橋清掃事務所	384.23	無償譲渡	1,829.77	2	-	無償譲渡
中央	京橋 月島粗大中継所	337.19	無償譲渡	95.90	1	-	無償譲渡
中央	日本橋清掃事務所	997.99	無償譲渡	1,317.80	8	-	無償譲渡
中央	区車庫施設用地	29,947.30㎡の 1,000,000分の 31,931	無償譲渡	-	-	-	-
港	港東清掃事務所	4,195.10	無償譲渡	10,492.33	16	1	無償譲渡
港	港東 芝浦清掃作業所	1,004.43	無償譲渡	1,091.70	11	-	無償譲渡
港	港東 新堀粗大中継所	292.85	無償譲渡	29.16	1	-	無償譲渡
港	港西清掃事務所	737.08	無償譲渡	870.00	2	-	無償譲渡
新宿	新宿西清掃事務所	2,515.17	無償譲渡	7,644.20	-	-	無償譲渡
新宿	新宿西 歌舞伎町分室	248.32	無償譲渡	778.66	-	-	無償譲渡
新宿	新宿西 新宿中継所	7,599.40	無償譲渡	5,788.66	-	-	無償譲渡
新宿	新宿東清掃事務所	550.00	無償譲渡	1,112.46	-	-	無償譲渡

区名	名称	土地		建物・工作物・立木			
		敷地面積 ㎡	処理方法	建物延床面積 ㎡	工作物 (件)	立木 (件)	処理方法
新宿	新宿東 駐車場用地	278.22	無償譲渡	-	-	-	-
文京	小石川清掃事務所	1,047.32	無償譲渡	1,164.81	1	-	無償譲渡
文京	本郷清掃事務所	58.31	無償譲渡	813.05	4	-	無償譲渡
	本郷清掃事務所の敷地のうち借地	274.38	斡旋(借地)				
台東	下谷清掃事務所	299.54㎡の 1,000分の734	無償貸付	専有部分 842.02㎡	1	-	無償譲渡
台東	下谷 北上野分室	332.85	無償譲渡	860.50	2	-	無償譲渡
台東	浅草清掃事務所	592.51	無償譲渡	1,384.16	-	-	無償譲渡
台東	浅草 蔵前積み替用地	151.66	無償譲渡	-	2	-	無償譲渡
台東	浅草リサイクルセンター	-	-	391.29	-	-	無償譲渡
墨田	向島清掃事務所	556.47	無償譲渡	1,394.01	2	-	無償譲渡
墨田	向島 立花詰所	-	-	-	-	-	斡旋(借家)
墨田	本所清掃事務所	303.53	無償譲渡	1,467.04	-	-	無償譲渡
墨田	本所 業平分室	281.18	無償譲渡	788.76	-	-	無償譲渡
墨田	本所 銅像堀作業所	1,700.35	無償譲渡	-	2	-	無償譲渡
墨田	本所リサイクルセンター	183.20	無償譲渡	93.96	1	-	無償譲渡
		19.38	無償貸付 (分室でき次第無 償譲渡)				
江東	深川清掃事務所	1,129.86	無償譲渡	1,060.35	4	1	無償譲渡

区名	名称	土地		建物・工作物・立木			
		敷地面積 ㎡	処理方法	建物延床面積 ㎡	工作物 (件)	立木 (件)	処理方法
江東	城東清掃事務所	1,215.52	無償譲渡	957.60	5	1	無償譲渡
江東	八枝清掃事業所	19,167.39	無償貸付	2,546.49	10	1	無償譲渡
品川	品川清掃事務所	42,476.01㎡のうち 0.03103018	無償譲渡	5,371.84	-	-	無償譲渡
品川	品川 東品川清掃作業所	5,199.16	無償譲渡	5,560.96	6	-	無償譲渡
品川	品川 北品川分室	986.50	無償譲渡	754.45	-	1	無償譲渡
品川	荏原清掃事務所	500.93	無償譲渡	838.63	1	-	無償譲渡
品川	荏原 西小山分室	235.87	無償譲渡	318.92	2	-	無償譲渡
目黒	目黒清掃事務所	962.81	無償譲渡	1,691.59	2	-	無償譲渡
目黒	目黒 中央町祖大中継所	579.10	無償貸付 (都市計画道路区域 確定後、区域外を 無償譲渡、区域内を 道路整備まで無償 貸付)	85.89	1	-	無償譲渡
大田	大森清掃事務所	745.56	無償譲渡	1,179.00	2	-	無償譲渡
大田	大森 大森西分室	1,067.00	無償譲渡	775.88	2	-	無償譲渡
大田	大森リサイクルセンター	223.07	無償譲渡	194.40	-	-	無償譲渡
大田	調布清掃事務所	962.78	無償譲渡	1,607.52	1	1	無償譲渡
大田	蒲田清掃事務所	598.27	無償譲渡	1,545.32	1	-	無償譲渡
大田	蒲田 梶谷祖大中継所	757.09	無償譲渡	97.20	1	-	無償譲渡
世田谷	世田谷清掃事務所	343.60	無償譲渡	831.32	2	-	無償譲渡

区名	名称	土地		建物・工作物・立木			
		敷地面積 ㎡	処理方法	建物延床面積 ㎡	工作物 (件)	立木 (件)	処理方法
世田谷	世田谷 弦巻分室	1,169.16	無償譲渡	1,217.15	2	1	無償譲渡
世田谷	站 船橋粗大中継所	-	-	...	-	-	幹旋(借家)
世田谷	站 希望ヶ丘コンテナ中継所	2,524.40	幹旋(借地)	1,345.19	8	1	無償譲渡
世田谷	站リサイクルセンター	532.78㎡の 100分の38	無償貸付	専有部分 304.58㎡	-	-	無償譲渡
世田谷	玉川清掃事務所	2,670.33	無償譲渡	779.39	3	1	無償譲渡
渋谷	渋谷清掃事務所	1,563.37㎡の 10,000分の 7,348	無償貸付	専有部分 4,545.61㎡	-	-	無償譲渡
渋谷	渋谷 代々木分室	790.71	無償譲渡	1,494.58	2	-	無償譲渡
中野	中野清掃事務所	1,894.06	無償譲渡	2,095.51	1	1	無償譲渡
中野	中野 丸山粗大中継所	-	-	...	-	-	幹旋(借家)
中野	中野リサイクルセンター	中野清掃事務所内	無償譲渡	518.63	3	-	無償譲渡
杉並	杉並西清掃事務所	902.58	無償譲渡	906.04	-	1	無償譲渡
杉並	杉並西 下井草分室	1,372.88	無償譲渡	608.26	5	1	無償譲渡
杉並	杉並西 杉並中継所	9,500.01	無償譲渡	6,311.73	7	1	無償譲渡
杉並	杉並東清掃事務所	2,847.33	無償譲渡	1,875.64	3	1	無償譲渡
杉並	杉並東 堀ノ内粗大中継所	291.53	幹旋(借地)	...	-	-	幹旋(借家)
杉並	杉並東 堀ノ内し尿中継所	2,121.70	幹旋(借地)	...	-	-	幹旋(借家)
豊島	豊島清掃事務所	1,326.76	無償譲渡	1,658.63	3	1	無償譲渡

区名	名称	土地		建物・工作物・立木			
		敷地面積 ㎡	処理方法	建物延床面積 ㎡	工作物 (件)	立木 (件)	処理方法
豊島	豊島 池袋西分室	611.90	統合予定のため 移管対象外とし、 無償貸付	840.65	2	-	統合予定のため 移管対象外とし、 無償貸付
豊島	豊島リサイクルセンター	397.45㎡の 10,000分の 4,045	無償譲渡	専有部分 321.14㎡ 共用部分 241.14㎡の 10,000分の 4,172	-	-	無償譲渡
豊島	豊島 東池袋粗大中継所	-	-	...	-	-	幹旋(借家)
豊島	池袋清掃事業所	4,420.66	統合予定のため 移管対象外とし、 無償貸付	1,915.29	6	1	統合予定のため 移管対象外とし、 無償貸付
北	王子清掃事務所	1,532.76	無償譲渡	1,092.71	7	1	無償譲渡
北	王子 堀船清掃作業所	1,816.07	無償譲渡	151.95	9	2	無償譲渡
北	滝野川清掃事務所	636.60	無償譲渡	670.67	5	-	無償譲渡
北	滝野川 滝野川分室	333.89	無償譲渡	408.39	4	-	無償譲渡
北	滝野川 滝野川分室駐車場	151.63	無償譲渡	-	1	-	無償譲渡
北	滝野川 西ヶ原駐車場敷地	81.95	無償譲渡	-	1	-	無償譲渡
荒川	荒川清掃事務所	1,854.83	無償譲渡	1,818.60	4	1	無償譲渡
荒川	荒川 尾竹橋清掃作業所	3,235.85	無償譲渡	348.34	6	-	無償譲渡
板橋	板橋東清掃事務所	2,158.18	無償譲渡	1,932.68	6	-	無償譲渡
板橋	板橋西清掃事務所	1,174.51	無償譲渡	1,579.31	3	-	無償譲渡
板橋	板橋西 三園コンテナ中継所	-	-	1,085.24	12	1	無償譲渡

区名	名称	土地		建物・工作物・立木			
		敷地面積 ㎡	処理方法	建物延床面積 ㎡	工作物 (件)	立木 (件)	処理方法
板橋	板橋西 西台コンテナ中継所	2,220.62	無償譲渡	1,347.84	10	-	無償譲渡
板橋	板橋西 三園祖大中継所	180.77	幹旋(借地)	-	-	-	-
板橋	志村清掃事業所	5,724.16	無償譲渡	1,703.24	9	-	無償譲渡
練馬	練馬清掃事務所	2,930.51	無償譲渡	1,209.92	5	-	無償譲渡
練馬	練馬 桜台分室	394.51	無償譲渡	421.42	1	-	無償譲渡
練馬	練馬 桜台分室駐車場敷地	405.14	無償譲渡	-	-	-	-
練馬	練馬 土支田祖大中継所	-	-	...	-	-	幹旋(借家)
練馬	石神井清掃事務所	2,229.42	無償譲渡	2,466.44	5	1	無償譲渡
足立	足立東清掃事務所	753.81	無償譲渡	1,253.56	4	1	無償譲渡
足立	足立東 千住曙分室	1,630.28	無償譲渡	1,166.75	2	1	無償譲渡
足立	足立東リサイクルセンター	1,641.79㎡の 10,000分の 4,811	無償譲渡	専有部分 543.13㎡ 共用部分 303.61㎡の 10,000分の 4,811	4	1	無償譲渡
足立	足立西清掃事務所	2,184.53	無償譲渡	1,692.41	6	1	無償譲渡
足立	足立西 江北作業所	1,132.72	無償譲渡	1,416.66	12	-	無償譲渡
足立	足立西 鹿浜祖大中継所	-	-	...	-	-	幹旋(借家)
足立	竹ノ塚清掃事業所の敷地のうち、借地分	2,362.38	幹旋(借地)	-	-	-	-
葛飾	葛飾西清掃事務所	全体面積のうち葛飾西清掃事務所建物に相当する持分	無償譲渡	1,843.32	1	-	無償譲渡

区名	名称	土地		建物・工作物・立木			
		敷地面積 ㎡	処理方法	建物延床面積 ㎡	工作物 (件)	立木 (件)	処理方法
葛飾	葛飾西 立石分室	616.92	無償譲渡	1,070.14	1	-	無償譲渡
葛飾	葛飾西 奥戸分室	葛飾コンテナ中 継所内	無償譲渡	873.26	1	-	無償譲渡
葛飾	葛飾西 葛飾コンテナ中継所	5,570.42	無償譲渡	1,490.08	4	1	無償譲渡
葛飾	葛飾西リサイクルセンター	225.53	無償譲渡	252.72	1	-	無償譲渡
葛飾	葛飾東清掃事務所	1,669.00	無償譲渡	1,439.42	4	1	無償譲渡
葛飾	葛飾東 東水元祖大中継所	-	-	...	-	-	斡旋(借家)
江戸川	江戸川清掃事務所	1,105.65㎡の 1,000分の784	無償貸付	専有部分 1,609.17㎡	4	-	無償譲渡
江戸川	小岩清掃事務所	888.36	無償譲渡	1,527.86	1	-	無償譲渡
江戸川	小岩 駐車場敷地	1,049.96	無償譲渡	30.23	1	1	無償譲渡
江戸川	小岩 篠崎コンテナ中継所	1,320.79	斡旋(借地)	...	-	-	斡旋(借家)
江戸川	葛西清掃事務所	9,504.41	無償譲渡	2,688.23	6	1	無償譲渡

(一部事務組合)

所在区	名称	土地		建物・工作物・立木			
		敷地面積 ㎡	処理方法	建物延床面積 ㎡	工作物 (件)	立木 (件)	処理方法
江東先	中防合同庁舎のうち一部事務組合使用部分	13,072.00	都に留保	1,655.93	-	-	無償貸付

清掃工場敷地内にある清掃事務所等

港	港清掃工場内RDF・資源化施設	港工場内	無償譲渡	3,600.57	2	-	区に無償譲渡
品川	大井ストックヤード敷地	大井工場内	無償譲渡	1,212.34	5	-	区に無償譲渡
目黒	目黒リサイクルセンター	目黒工場管理棟内	無償譲渡	専有部分 170.56㎡ 共用部分 144.76㎡の 1,000,000分の 102.883	-	-	区に無償譲渡
大田	多摩川清掃事業所	多摩川工場内	無償譲渡	408.24	1	-	区に無償譲渡
	多摩川清掃事業所のうち仮設事務室、仮設洗車場			1,634.72	2	-	プラント更新工事の一環として一組に無償譲渡
世田谷	砧清掃事務所	千歳工場内	無償譲渡	867.55㎡及び 専有部分 1,918.87㎡ 共用部分 3,532.46㎡の 10,000分の 1,082	-	-	区に無償譲渡
杉並	杉並区車庫	杉並工場内	無償譲渡	-	1	-	区に無償譲渡
足立	足立西 伊興分室	竹ノ塚事業所内	無償譲渡	竹ノ塚事業所内	-	-	区に無償譲渡
足立	竹ノ塚清掃事業所	足立工場内	無償譲渡	3,440.63	12	1	区に無償譲渡

清掃工場

中央	中央地区清掃工場	29,947.30㎡の 10,000分の 9,075	無償譲渡	専有部分 510.25㎡ 共用部分 981.55㎡の 10,000分の 662	-	-	無償譲渡
港	港清掃工場	29,208.29	無償譲渡	31,050.31	15	1	無償譲渡
墨田	墨田清掃工場	18,211.47	無償譲渡	24,391.00	13	1	無償譲渡
江東	新江東清掃工場	72,338.39	無償譲渡	75,069.98	13	1	無償譲渡

所在区	名称	土地		建物・工作物・立木			
		敷地面積 ㎡	処理方法	建物延床面積 ㎡	工作物 (件)	立木 (件)	処理方法
江東	有明清掃工場	24,192.26	無償貸付	32,776.74	37	1	無償譲渡
江東	サブステーション	1,948.56	無償貸付	3,879.42	1	1	無償譲渡
江東他	共同溝内管路	-	-	工作物	1	-	無償譲渡
品川	大井清掃工場	54,431.12	無償譲渡	18,362.16	48	1	無償譲渡
目黒	目黒清掃工場	14,876.29	無償譲渡	16,121.88㎡ 及び 専有部分 1,487.24㎡ 共用部分 144.76㎡の 1,000,000分の 897.117	9	1	無償譲渡
	目黒清掃工場の敷地のうち借地分	14,876.29	幹旋(国有地)				
大田	多摩川清掃工場	32,151.01	無償譲渡	15,906.51	37	1	無償譲渡
大田	大田清掃工場第一工場	138,034.97	無償譲渡	70,125.09	70	3	無償譲渡
	大田清掃工場第二工場						
世田谷	世田谷清掃工場	27,901.22	無償譲渡	13,436.59	52	1	無償譲渡
世田谷	千歳清掃工場	17,561.80	無償譲渡	371.55㎡及び 専有部分 15,811.05㎡ 共用部分 3,532.46㎡の 10,000分の 8.918	25	1	無償譲渡
渋谷	渋谷地区清掃工場	9,472.62	無償譲渡	-	-	-	-
杉並	杉並清掃工場	33,164.95	無償譲渡	26,084.87	42	1	無償譲渡
	杉並清掃工場の敷地のうち借地分	1,227.65	幹旋(国有地)				
杉並	杉並清掃工場搬入路	81.00	無償譲渡	-	-	-	-

所在区	名称	土地		建物・工作物・立木			
		敷地面積 ㎡	処理方法	建物延床面積 ㎡	工作物 (件)	立木 (件)	処理方法
豊島	豊島清掃工場	56.48㎡及び 12,483.84㎡ の10,000分の 3,200	無償譲渡	24,170.29㎡ 及び 専有部分 1,674.1㎡ 共用部分 8,336.6㎡の 10,000分の 1,983	4	-	無償譲渡
北	北清掃工場	14,787.30	無償譲渡	18,923.68	12	-	無償譲渡
北	北清掃工場車両待機場所 (旧大同特殊鋼)	2,252.60	移管対象外である が、志茂ポンプ所 用地を無償譲渡す るまでの間、無償 貸付	-	-	-	-
板橋	板橋清掃工場	44,460.56	無償譲渡	20,119.83	3	-	無償譲渡
板橋	板橋清掃工場搬入路	1,344.16	無償譲渡	-	-	-	-
練馬	練馬清掃工場	15,767.91	無償譲渡	8,776.33	31	1	無償譲渡
練馬	練馬清掃工場搬入路	1,725.00	無償譲渡	-	-	-	-
練馬	練馬 光が丘分工場	19,763.00	無償譲渡	15,450.44	32	1	無償譲渡
	光が丘分工場の敷地のうち借地分	3,727.21	斡旋(国有地)				
足立	足立清掃工場	42,949.94	無償譲渡	27,450.23	34	1	無償譲渡
	足立清掃工場の敷地のうち借地分	547.86	斡旋(国有地)				
葛飾	葛飾清掃工場	52,582.48	無償譲渡	23,825.45	39	1	無償譲渡
葛飾	葛飾清掃工場搬入路	6,716.25	無償譲渡	-	-	-	-
葛飾	葛飾清掃工場搬入トンネル	上記搬入路 を含む	無償譲渡	-	1	-	トンネル(工作 物)は無償譲渡
葛飾	葛飾清掃工場搬入トンネル	上記工場 を含む	無償譲渡	-	-	-	-
江戸川	江戸川清掃工場	27,810.95	無償譲渡	21,925.12	2	1	無償譲渡

所在区	名 称	土地		建物・工作物・立木			
		敷地面積 ㎡	処理方法	建物延床面積 ㎡	工作物 (件)	立木 (件)	処理方法
不燃・粗大ごみの中間処理施設							
江東先	特定清掃 不燃ごみ処理センター	68,666.12	無償貸付	47,562.65	18	-	無償譲渡
江東先	特定清掃 粗大ごみ破碎処理施設	52,742.45	無償貸付	2,122.88	7	-	無償譲渡
江東先	特定清掃 破碎ごみ処理施設	5,512.52	無償貸付	5,225.70	22	1	無償譲渡
大田	京浜島不燃ごみ処理センター	大田工場と一体	無償譲渡	41,669.14	3	-	無償譲渡
し尿の下水道投入施設							
品川	品川 大井清掃作業所	7,930.70	無償譲渡	2,239.85	6	1	無償譲渡

- (備考) 1 敷地面積、建物延床面積、工作物及び立木の件数が譲渡契約書又は貸付契約書と異なる場合は、契約書による。
2 大井、多摩川、世田谷、杉並、板橋、足立、葛飾の各清掃工場稼働住宅の土地・建物等は一部事務組合に無償譲渡する。ただし、職務住宅機能を廃止するまでの間は建物等は都に留保する。